其の後販売の為に他に譲渡するとか其の儘所持しているということは当然のことであり社会的相当因果関係の必然である。前述、窃盗犯人が財物を運搬処分する行為と比照するとき後者即ち本件の場合によりその必然性が認められると謂はねばならない。

而して其処に始めて「営利の目的」の意味が生きてくると謂うべきである。

従つて、窃盗事案の場合、犯罪としては窃盗のみを考え爾後の処分行為を別個の犯罪として取上げないとすれば、本件の如き場合はより以上に「営利の目的で製造した行為」のみを犯罪として考えその爾後行為は犯罪としては取上げないのが至当である。

大要叙上の次第で、厳密な意味では当嵌らないかも知れないが、やはり広い意味で同一の犯罪を二重に処罰し責任を問うという結果に、原審は陥つていると謂はねばならない。

二、原審量刑は苛酷であり著しく正義に反すると信ずる。

即ち、本件被告人には懲役壱年の実刑が科されているが、被告人は日本に在ること二十年余その間何等前科なく、本件生活苦の為過ちを犯したとはいえ、前述の如くそれは全く只一度の過ちと思料され、現在非を悔いて、妻と子供を抱え真面目に生活している状態である。

此の被告人に対して只一度の過ちで懲役壱年の実刑を科することは余りにも非情であり著しく正義に反するものと思料するのである。

以上、二点に依り、原判決は破棄を免れぬものと信ずる。

（昭和三十一年一月十日付）

以上

昭和三二年(あ)第一七六七号

決定

本籍並びに住居　静岡県磐田市中泉三八一番地

無職

鳥岡正男

明治二一年一〇月一日生

右物品税法違反被告事件について昭和三二年六月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人三ツ木正次の上告趣意第一点は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（原判決は本件楽器は被告人が個人の事業として製造したものであるが、その物品税を免れるために原判示宗教団体から委託されて製造したものであるように仮装しているに過ぎないものと認定したのであるから、それ以上右宗教法人が適法に存続していたか否か、存続しないとすれば木舟直太郎個人から委託されたものであるかどうかを判断する必要はない。また原審は、証拠に基き右事実を認定判示しているのであるから、所論のように判決に理由を附しない違法はない。）

同第二点は、事実誤認の主張であつて同四〇五条の上告理由に当らない。（物品税法六条四項により委託者が製造者と看做されるのは、販売業者が原料、労務、資金等を供給して製造を委託した場合である。しかるに、記録によるも宗教法人日

昭和三五年三月三〇日決定　昭和三二年(あ)第一七六七号

昭和三五年三月三〇日決定　昭和三二年(あ)第一七六七号

進楽器製作所が右の要件を充たしていると認めるに足る証拠はない。（なお、同第二点は、量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　池田克

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

昭和三二年(あ)第一七六七号

弁護人三ツ木正次の上告趣意

記録を精査するも刑事訴訟法第四百五条各号に掲げる事由はないが、原判決は次に述べるとおり同法第四百十一条第一号乃至第三号に掲げる事由がありこれを破棄しなければ著しく正義に反すると思料される。

第一点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反がある。

原審弁護人の控訴の趣意は「被告人が当該宗教法人（目的類の楽器製造がある）の委託を受け受託者としてピアノを製造したときは物品税法第六条第三項（附記第四項の誤記を認められる）により被告人は製造者でないことになるので納税義務者ではない」「但し当該宗教法人が昭和二十九年九、十月頃適法に存続していたか否かが問題となるが……（適法に存続していなかつたとすると）……他人に製造を委託することは清算中の行為として不適法であるかも知れないが……（然らずとすれば）……存続しておるから適法に委託することができる。」「当該宗教法人が適法に存続していない場合は個人木舟直太郎の委託を受けて製造したことになるので被告人は納税義務者ではないが、若し然らずして当該宗教係であれば被告人は製造者でないことになるので物品税法第四条により納税義務者ではないが、若し然らずして当該宗教法人の代理人使用人その他の従業員であるとすれば同法第二十二条により納税義務がある」というにある。（但しこの最後の点即ち第二十二条によつては納税義務は発生せず同条は両罰規定にすぎないと解する。）この控訴趣意に対しては一、当該宗教法人が昭和二十九年九、十月頃適法に存続していたか否か二、もし存続していなかつたとすると木舟が委託者であるか否か三、宗教法人乃至木舟よりの委任代行の内容が物品税法第六条第四項に該当するか否か四、被告人は宗教法人乃至木舟の代理人使用人等であるか否かを明らかにしなければならない。ところが原判決は、「所論は、要するに『本件

被告人　島岡正男

楽器の製造をしたのは勅許家元正四位菊披晃司家祭祀法人皇治教日進楽器工業学校）という宗教法人であつて被告人ではない。被告人は右宗教法人から委託を受けて本件の楽器を製造したに過ぎないから納税の義務はない』と主張するものである」としているが、右は前記控訴趣意の一半を要約したにすぎず、他の一半は遂に判断の対象となつていない。特に「前記宗教法人なるものは、宗教団体としての実体を具備しているかどうかさえ疑われ……」というに至つては所論宗教法人の存否をどのように判断したのかさえ明らかでない。右はひつきよう控訴趣意書に包含された事項を調査しなかつた違法（刑事訴訟法第三百九十二条第一項）がある。

また原判決は「記録を精査検討しかつ当裁判所において行つた証拠調の結果によると」と前置きし前記のように当該「宗教法人なるものは宗教団体としての実体を具備しているかどうかさえ疑われ、たゞ……その事業の委託代行の名目を与える名義料として一定の納付金を徴しているようないかがわしいものであることが推定されるところ、本件被告人もまたその名義を借りて本件の楽器を製造し、物品税を免れようとしたものであること」……を認めるに十分である」としている。しかし証拠により(1)宗教団体が実体の疑わしいいかがわしいものと推定し、(2)被告人が名義を借りて物品税を免れようとしたと認定しても何故にそれから原判決のいうように「換言すれば」「本件楽器はいずれも被告人が個人の事業として製造したもの」との結論が導き出されるのか理解に苦しまざるを得ない。証拠によつて認むべきものは被告人が物品税法第四条にいう「製造者」であるか否かということであり、この点において原判決は判決に理由を附しない違法（刑事訴訟法第四十四条第一項）がある。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある。

前記のとおり原判決の判示は明瞭でないが、もし当該宗教法人なるものは存続していたこと、委任代行の関係が存在していたことの二つの事実を認めたうえでなお「本件楽器はいずれも被告人が個人の事業として製造したものであるが、そ

の物品税を免れる為、前記宗教団体から委託されて製造したものであるかのように仮装しているに過ぎない」ものであるというのであれば右は重大な事実の誤認である。本件において被告人が物品税を免れようとしたのは自己が納税義務を負う物品税ではなくして宗教法人が納税義務を負う物品税なのである。（但し木舟も被告人も宗教法人には自己の事業としてピアノを製造しても納税義務なしと誤信していたのである）。このことはすべての証拠就中被告人が代表取締役たる中央内燃機株式会社が四十万円相当で買い入れた土地建物をピアノ製造によつて宗教法人が得る利益のうち物品税納義務なしと誤信した結果一般の場合に比し浮くであろう利益相当額を一ヵ月五万円と見込みその額が六十万円に達したときは右土地建物は宗教法人に売り渡され名義を移転するとの約束が存していた事実によつても明らかである。即ち本件ピアノの製造販売によつて所期どおりの利益を得てもその利益はすべて宗教法人に帰し、被告人としては土地建物の売買代金六十万円の分割払金として月五万円を手元に保有しえたにすぎなかつたのである。即ち証拠によつて認められるところは免れようとした物品税は自己に対するそれではなくして凡そ宗教法人は物品税を納付する義務がないとの誤信である。然るに原判決は右証拠によつて認められる事実を曲解し免れようとしたのは自己が納税義務ある物品税であるから本件楽器は被告人が個人の事業として製造したと判示しているのであつて、右の事業の誤認は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認である。

第三点　原判決は刑の量刑が著しく不当である。

原判決は罰金計十二万円は量刑過重であるとの控訴の趣意を斥けているが、本件記録に現れた一切の事情就中被告人が自ら進んで代行を受けたものではなく、その買い取つた建物において従来から宗教法人の代行としてピアノが製造されていた関係から代行の委任をうけたこと、とがむべきはむしろ甘言を以て名義料の納付を徴した委託者の側にあること、被告人か明治二十一年生れという老年者であることなど参看するときは第一審判決の刑は重きに失する。

以上の理由により敢えて職権の御発動を求める次第であります。

四

以　上

昭和三二年(あ)第二〇六一号

決　定

本籍並びに住居　岡山県上房郡賀陽町大字竹荘二六八番地
農　業　小　室　勇　大正一一年八月五日生

本籍並びに住居　岡山県御津郡加茂川町大字竹部一九五七番地
農　業　北　谷　種　治　明治三三年一月一二日生

右に対する詐欺被告事件について昭和三二年七月一八日広島高等裁判所岡山支部の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人小室勇の弁護人河和金作の上告趣意および被告人北谷種治の弁護人三上英雄の上告趣意について。

しかし、原判決は「被告人等は、高山芳松と共謀の上、俗に豆丁半と称する賭博に名をかりて、平松冨美子を所謂さくらに引き入れ、原判示のように豆一粒の操作を秘し、恰も常に同女の側において勝利を占め得られるもののように同女を誤信

させ、よつて同女をして賭金名義の下に現金二万円を交付させたことを十分に認め得るのであつて、所論のように右二万円は被告人等に対する単純な貸付金と認めることはできないし、また単なる賭博でもない。」と認定判示しており、その趣意は、所論主張のように、単純に所論賭博行為の勝敗の結果として現金二万円の交付をなさしめたと認定したものとは解し難い。（記録によれば、右金員交付以前における賭博行為等は、右平松冨美子をして右金員を交付させるための欺罔手段であり、その以後における賭博行為は、被告人等において該金員の占有を確保するための手段と認めるのが相当である。）され ば、論旨中判例違反をいう点は、原判決の認定に添わない事実関係に立脚するものであるからその前提を欠き、その余の論旨は事実誤認の主張を出でないものであつて、すべて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　池田克

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

弁護人河和金作の上告趣意

第一、原判決は大審院の判例と相反する判断をなした違法がある。

本件記録（八五丁裏―平松、一三八丁裏―小室、一六〇丁裏―北谷、一八九丁裏―平松公判調書）によれば、豆丁半に名をかりた詐欺賭博は、最初握つた豆の数を覚えておきそれによつて相手を欺くものであり従つて最初の一回目は如何なる場合に於ても握る者自身にさえ豆の数はわからない。而して当事者四人共其事実を知つていることが認められる。なお被告人等が、二万円を平松冨美子より最初の握りに対する賭によつて取得していることも記録上（九二丁表―平松、一四三丁―小室、一六一丁裏―北谷）明らかである。故に被告人は賭博を為していたとしても、二万円を取得したのは右のごまかしの効かぬ賭博によつてゞあるということが記録上明らかである。

一方、原判決は「被告人等は高山芳松と共謀の上豆丁半と称する賭博に名をかり、平松冨美子をさくらに引入れ、原判示のように豆一粒の操作を秘し恰も常に同女の側において勝利を占め得られるもののように同女を誤信させ、よつて同女をして賭金名義の下に現金二万円を交付させた……また単純な賭博でもない。」と判示しているのであるから、判示詐欺賭博の後に右述の如き記録より明らかな事実のあつたことを認めてなお判示の如き判断をしたか、右事実を認めずに判示の如き判断をしたかの何れかであるといわねばならない。而して前者であれば左の如く判例違反であり、後者であれば判決が著しく正義に反する事実誤認である。

一、原判決が前述の記録上明らかな事実を認めてなお「詐欺賭博によつて平松をして賭金名義下に現金二万円を交付させた……」と判断をしたのであれば、大審院の判例に違反している。

被告人　小室勇

即ち、大審院判決大正三年(れ)二四一八号及び名古屋高裁判決昭和二六年(う)一六八号によれば、詐欺罪の成立には欺罔と騙取との間に直接の因果関係あることが必要とされているが本件の場合をみるに被告人が金二万円を取得したのは、二回目の最初即ち何人もごまかしを容れる余地のなかつた単純なる賭博行為によつてであつて、それ以前に為された欺罔行為と右二万円の取得との間に直接の因果関係はないのであるから、この点において前掲判例に違反している。

要之、本件の場合は平松より金二万円の交付を受ける以前に欺罔行為が行われていても金員取得の直接原因となつていないのであるから、単純賭博罪を以て論ずるは別として詐欺賭博罪の成立はあり得ない。

なお、刑事訴訟法四〇五条三号の上告理由は原審で主張判断された違法に限られる旨の御庁の判決があり、被告人小室勇は上述の因果関係の点について控訴審では主張していない。しかし共同被告人北谷種治の方では主張しているのであるから、刑事訴訟法四〇一条「共同被告人の為の破棄」の規定を、共同被告人の一方の利益は、その理由が共通である限り他方にも其れを均霑せしめようという趣旨であると解すべきである。

以上、刑事訴訟法四〇五条三号の場合も一方の被告人が主張しそれに対する判断がある場合その判断の違法は他の被告人も上告理由とすることをうるものと解すべきであると信ずる。

二、原判決の判断が、記録上明らかな前述の事実を認め以て「単純な賭博ではない」と判示したのであれば、この点においても判例に違反している。

即ち大審院判決大正三年(れ)一八〇一号によれば、当事者双方が偶然の事情に関し互に財物を提供してその得喪を争つた以上、その動機の如何を問はず賭博罪を構成するということになつている。本件の場合、何人もごまかし得なかつた初回の握りに金二万円をかけ、その得喪を争つたことは記録上凡ての関係人によつて認められている処であるから、この点において単純なる賭博罪を認定すべしとする右判例に違反している。

第二、原判決が「金員取得の直接原因となつたのは本物の賭博行為である」という事実を看過し或は否定しているのであるなら、刑事訴訟法四一一条の三号にいう判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合である。

記録によれば平松は最初詐欺賭博によつて欺罔され、自己が握りそこねたものであると感違いして無理をして井上富造のところへ二万円調達に行つたこと、その後部屋へ帰つて来て最初の賭博で負け、その金員をとられたことが認められる。(記録九二丁裏―平松、一四三丁―小室、一六一丁裏―北谷、一九〇丁裏―平松)更にこの豆丁半なる賭博に名をかりた詐欺は、冒頭に述べた如く二回目以後はごまかしが効くが最初の一回はごまかしを容れ得ず、このことを関係者は知つていたと認められる。(一三八丁裏―小室、一六〇丁裏―北谷、一八九丁裏―平松、小室は、一三八丁に「一回目はどちらも偶数か奇数か判りません」と述べ、一四三丁に「豆が少くて数えるときに豆を一粒おいてごまかすこともできなかつた」旨述べているところからみて、少くとも握つた豆の少いときはごまかせないことを知つていたと考えられる。)

とすると、最初の詐欺賭博と被告人の金員取得との間には本物の賭博行為が介在しているから、「偶然の輸贏に関し……」として賭博罪に問われることは別として詐欺罪としては未遂であるといわねばならない。

右の如く、詐欺未遂に問わるべき事実を中間の行為を無視あるいは否定した為に詐欺既遂の如く認めているとすれば判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認であり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する場合というに充分であると考える。

以上

昭和三二年(あ)第二〇六一号

弁護人三上英雄の上告趣意

標記事件に就いて左記(一)、(二)は刑事訴訟法第四〇五条、第三号該当を、(三)は同法第四一一条、第三号該当を弁明致し度く玆に上告の趣意を提出する。

記

(一) 詐欺罪の成立する為には欺罔と財物交付との間には直接の因果関係の存することを要する、とすること大審院判例（大審院判例大正三年(れ)二四一八号）である。

(二) 本件の場合、原審記録（八五丁裏―平松、一三八丁裏―小室、一六〇丁裏―北谷、一八九丁裏―平松公判調書）によつて明らかな如く、本件の豆丁半は、第一回目は握つた豆の数が偶数か奇数か何人も関知し得ない偶然の事由に基因して勝敗を決するが、第二回目以後に於いては被告人小室の豆一粒の操作による欺罔手段によつて常に被告人北谷をして勝を制せしめることが可能であつた。

然るに平松をして賭金名義の下に現金を交付せしめた原因は第一回目の豆丁半に於いて平松が親となり握つた豆の数の結果が偶々被告人北谷に勝を得せしめたことに基くものであり、其間に被告人等が企図した豆操作の欺罔手段は介在しなかつたのである。（記録九二丁表―平松、一四三丁―小室、一六一丁裏―北谷）

たとえ平松が豆一粒の操作により常に勝つことを誤信せしめられたことが豆丁半に参加する動機となつていたとしても、現金二万円を賭けた時は第一回目の豆丁半であり、この場合は偶然の輸贏に関するものであることは平松自身が熟知していたのであるから、財物交付の原因は偶然の輸贏に基くもので欺罔とは直接の原因結果の関係あるとは認め得ない。

被告人　北谷種治

それにも不拘右事実に基いて詐欺罪の既遂を判示した原判決は前掲の大審院判例に違反する判断をしたもので当を失する。

(三) 尚仮りに然らずとして原判決が本件の欺罔と財物交付との間に直接の因果関係の存在を認めて詐欺罪の既遂を判示したものとすれば、前述の財物交付の原因が欺罔に存するものではなく偶然の輸贏に基因していた事実を誤認している。かゝる事由は適法な上告理由には該当しないが、これを看過することは裁判の公正を阻害し著しく正義に反すると思料するので右事実を職権調査の上原判決を破棄せられんことを敢えて切望する次第である。

以上

昭和三四年(あ)第二一三六号

決定

本籍　福岡県甘木市大字甘木一七五七番地
住居　福岡市諸岡三〇四番地の一
元裁判所事務官
山辺朝雪
昭和三年四月四日生

本籍および住居　福岡県糸島郡志摩村大字初七三番地の三
元裁判所書記官補
溝口泰男
大正一五年二月一二日生

右に対する各国家公務員法違反、収賄被告事件について、昭和三四年九月三〇日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人溝口の原審弁護人長崎祐三および被告人山辺朝雪から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人溝口泰男の弁護人長崎祐三の上告趣意第一点は違憲をいうが実質は単なる法令違反の主張を出でないものであり(所論の点に関する原判示は正当として是認できる)、同第二点は単なる法令違反、事実誤認の主張を出でないものであつ

昭和三五年三月三一日決定　昭和三四年(あ)第二一三六号

昭和三五年三月三一日決定　昭和三四年(あ)第二一三六号

ていずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人山辺朝雪の上告趣意第一点は違憲をいうが実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、同第二点は違憲をいうが、所論供述調書が所論のような状況の下でなされた供述である旨の事実は記録上認めるに足る資料がないから所論はその前提を欠くものであり、同第三点は原判決の違法を主張するものでなく（本件は必要的弁護事件ではないから弁護人選任に関する通知の手続を必要とせず、また弁護権無視に関する所論は刑訴規則二五二条二項の存することによつて採るを得ない）同第四点は違憲をいうが実質は量刑不当の主張に帰し、すべて上告適法の理由に当らない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　高木常七

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　入江俊郎

裁判官　下飯坂潤夫

昭和三四年(あ)第二一三六号

国家公務員法違反、収賄

被告人　溝口泰男

弁護人長崎祐三の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三一条に違反している

第一審判決判示第二事実に関し本件起訴状には「被告人は瀬之口義徳、山辺朝雪と順次共謀の上昭和三十三年一月中旬頃福岡市昭和通り喫茶店バラガン」に於て中村幸太郎に対し被告人が職務上知つた同月十四日中村に対する福岡県風紀取締条例違反被疑事件につき捜索差押許可状の請求があり同月十六日同許可状が発布された事実を通報し云々」とあるのに対し右判示においては「同月十四日前記令状の請求がなされた事実を通報して被告人の職務上知ることを得た秘密を漏らし」と認定している。

起訴状には一月十六日捜索許可状が発布された事実を通報して職務上の秘密を漏らしたとしているのに対し右判決は右令状の請求があつた事を通報して秘密を漏らしたと認定し訴因変更手続きによらず起訴されていない事実を判断している点に過誤がある。

右の主張に対し第二審判決は捜査段階にある被疑者に対し捜索差押許可状の請求のあつた事実はもとより同令状発布の事実のいづれもが捜査上の秘密事項に属することは明らかであるとする抱括一罪の起訴であることは本件起訴状の記載に徴して明らかである、従つて第一審において訴因変更の手続きを経なかつたのはまことに正当であるとしている。

而し一月十六日捜索許可状が発布されたのは一月十四日の捜索許可状請求に基いて発布されたのではない、一月十四日許可状請求は資料不足のため請求者において撤回しているので請求がなかつたものである、一月十六日に新しく別の捜索許

可状が請求されそれに基いて同日許可状が発布されている。

そこで一月十四日の許可請求と一月十六日の許可状発布とは抱括一罪の起訴ではない、そこで第一審判決が一月十六日の許可状発布の事実に関して無罪若しくは判決文中これに対する判断を何等説示しなかつたのは理由不備の違法がある。

一月十四日の許可状請求は前述の如く請求者において撤回している、撤回とははじめから請求しないことにする現実行為である、即ち請求はなかつたものである、第一審判決において一月十四日令状の請求がなされた事実を通報したとしたのは撤回の意味を理解せざるに基く過誤である、一月十四日には令状の請求がなされていないので請求がなされたと通報しても虚偽の通報であるから本件の罪を構成しない、原判決は法律の定める手続きによらず被告人に対し刑罰を科しているので憲法第三一条に違反しているから之を破棄すべきである。

第二点　原判決は刑事訴訟法第四一一条に違反している。

被告人は瀬之口山辺と順次共謀して三十三年一月中頃被告人が職務上知つた同月十四日中村に対する捜索差押許可状の請求があつた事実を通報したとしている。

被告人は令状係りであつたが一月十四日福岡地方裁判所の刑事部公安部係りの瀬之口がいる書記官室で同人と雑談中今日は珍しい事があつた捜索差押許可請求が五件も資料不足で却下されたと話した、瀬之口は誰に対する請求が却下されたかと尋ねたので被告人も瀬之口も知つている中村に対するものも却下されたと答えた一事実は請求は撤回されている）この事を聞いた瀬之口は同裁判所会計係りの山辺のいる会計室の入口で山辺に対し中村に対する請求が却下されたと告げた、この事をきいた山辺は中村に注意しとけと云うているそこでまづ被告人が瀬之口に令状請求が却下されたと告げたのは被告人の職務上知つた秘密をもらした事になるか。

秘密とは通常人ならば他人に知られる事を欲しないと思われる事実を云う。

裁判の結果が一旦告知された以上は他人に知られることを欲しないと思われないので秘密ではない。

判決が宣告された後其の結果を通報しても秘密を漏らした事にならない。

捜索差押許可請求が却下された後その事を他に通報しても秘密を漏らした事にならない、判決も令状却下の命令も何れも裁判にかわりはないからである。

被告人はなるほど令状係りであつた、而し令状請求が却下になつたのは職務上知つたものでない、裁判官が令状を却下する旨の裁判をなした後其の結果を知つたので被告人は職務上知つたのでなく職務をはなれた一個人として知つたものである、そこで之を瀬之口に洩らしても被告人が職務上知つた秘密でないので之を他に漏しても罪とはならない。

次に本件は順次共謀になるか、共謀とは相互に利用しあう事である被告人は令状が却下された旨を瀬之口に告げている、而し被告人は瀬之口がこの事を山辺に告げ山辺が中村に告げる事を欲してもいないし予見もしていない。

かかる場合よしや瀬之口が山辺に告げ山辺が中村に告げたとしても被告人は瀬之口の行為を利用する意思がなかつたのでたとえ瀬之口が山辺に告げても被告人と瀬之口山辺の間に順次共謀があつたとは云われない。

原判決は共謀並職務上知つた秘密について法の解釈を誤つていて有罪の判決を言渡しているので之を破棄しなければ著しく正義に反する。

以上

昭和三四年(あ)第二一三六号

国家公務員法違反、収賄

被告人の上告趣意

第一点　原判決は理由不備並び事実誤認の違法があり憲法第三十八条第三項に違反するもので原判決を破棄し無罪の判決を求めるものである。

(一)　起訴状第二の事実と原判決の判示第二の事実とは事実審理を誤つている、被告人は溝口並び瀬之口と順次共謀の上とされているが、これは被告人は全々知らないし連絡もなし、当時会計にいたので交際していない、本件の事実は十四日の件だけで当時十六日付発布になつていた事は知らないのであるたゞ検察官から十五日が休みだから十六日だろうと云われてそうでしたでしようと答えたまでである被告人は十四日と云つたのであるが、強引に十六日と決めたのである（昭和三十三年五月二十七日付の調書）瀬之口君が当時会計にいた被告人の所に来て売春業者中村幸太郎に対する令状請求が資料不足で却下されたと言つた事は聞いているが、その外は全々知らないのである、これを無理に事件として立てゝいる事は当時十六日付で令状が発布されていたのに合せた事は明白である。尚作成調書の日付順並びに中村幸太郎、溝口、瀬之口の調書を調査しても事実の誤りが認められる。

第二点　憲法第三十八条各項に該当する。

被告人の検察官に対する供述は原審で任意性ありと判断しているがその判断すら認定する証拠はない、よつて本件を無罪にするが適当に思われる。

(一)　被告人に対する、昭和三十三年五月二十七日付作成した調書など任意性を争い証人申請していたのであるが却下されている、前記作成された調書に基き以後作成されこれら任意性があるとして同年の六月二日付同五日、同六日の各付の

被告人　山辺朝雪

警察官並び検察官の作成の調書は採用しているが、これは当時の取調を無視したものと云わなければならない、当時前記五月二十七日作成する時は被告人を昼食なしで午后十時頃迄取調室より四階迄連れ出し拷引に供述させ、これを後で届返したならば何如なる事をもするかもしれない様告げたので被告人はその後は前記の調書の通りに従つて詳しく述べただけである、出所後検察官の所に何回となく取消方に行つたのであるが言語左右にしていたのである。

以上の点原審でも任意性ありと認定しているも当時の状況から事実と認定するには真実性を欠いているのである、依つて、刑事訴訟法第三一九条並同第三二二条に該当するものと云わなければならない。

第三点　憲法第三十一条に該当する本件は必要的弁護事件であるのに弁護人選任に関する通知を出していない。尚規則二五二条㈠に違反する依つて本件は手続違法である。

㈠　被告人は昭和三十四年十二月二十日頃上告提出最終日通知を受けたのであるが、これは同三十五年一月十六日迄となつているが、これは弁護権を無視している尚最高裁判所規則第二五二条に違反するものである。

第四点　憲法第二十五条に依る最底生活を破壊するものであり左記の理由を採用の上情状酌量の上刑の執行猶予の判決を受け賜りたい。

㈠　被告人は過去を悔い現在醤油小売行商をなし家族七人を養い最底生活を致している現在であるので、この儘懲役刑を受ければ生活の道はなく、且つ醤油行商をやつて築き上げたのも水の泡に期すのであります、且御客に迷惑を掛ける事にもなります。

尚本件は原審より家庭貧困の為に弁護人に対する費用も支払う事が出来づ現在に至り本件に対する争も出来てない、被告人は以上の理由で自筆にて趣意書を提出した次第である。以上の点参酌下されたし右申し立てたものである。

以　上

昭和三四年(あ)第二一六三号

決　定

本籍および住居　広島市矢賀町七三〇番地

自動車運転手

飯　田　隆　司

昭和四年六月二八日生

右に対する暴行、公務執行妨害被告事件について、昭和三四年一〇月二七日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人中田義正の上告趣意は事実誤認、単なる法令違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（第一審判決によれば、松島巡査は被告人に対し「待て、おれは警察の者だが客席に乗つている者は指名犯人だ逮捕するんだから自動車を止めてくれ」と申し向けたというのであるから、同巡査が公務の執行に着手したものであることは明らかであり、従つて、乗車中の被疑者に対し一々被疑事実の要旨や令状発布の事実を告げなかつたとしても、公務執行妨害罪の成立することには変りがない）

よつて、刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年三月三一日

昭和三五年三月三一日決定　昭和三四年(あ)第二一六三号

昭和三五年三月三一日決定　昭和三四年(あ)第二一六三号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　下飯坂潤夫

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　入江俊郎

裁判官　高木常七

昭和三四年(あ)第二一六三号

暴行、公務執行妨害

被告人　飯田隆司

弁護人中田義正の上告趣意

一、原判決には重大な事実の誤認があり、しかも、証拠にもとずかずして事実を認定しておる。

原判決は

「原判決挙示の関係証拠を綜合すれば松島巡査は自動車の窓につかまり走りながら自分は警察の者だ、二人を捕えるから車をとめてくれと何回も叫んだのに拘らず、被告人はなおも車を進行せしめ、徐々にスピードを増して来たので、同巡査は車のドアにつかまり地から足を揚げ車にしがみついたが被告人は右巡査を振り切るため原判示の速度をもつて自動車を進行せしめたことが明らかである。そうだとすれば、同巡査を振り切るため車を出発せしめたのではなく、車は既に出発しており、同巡査を振り切るため車のスピードを増したのであり、又同巡査に対する暴力は自動車を出発せしめることによつて為されたのではなく、同巡査を振り切るためスピードを増すことによつて為されたものであつて」

と判示しておる。

即ち、原判決は、被告人の暴行はスピードを増して車にしがみついている松島巡査を振り切ろうとしたことであると云う。被告人は松島巡査が車にしがみついているまま二十五キロないし三十キロの速度で五百メートル程疾走したことは事実であるが、その疾走は松島巡査を振り切ろうとの意趣の下に於いて行われたと認定する証拠はない。被告人は性格的に物事の判断力が遅く、唯漫然と走つたに過ぎないものである。

一件記録の関係証拠を綜合するに被告人が車にしがみついている松島巡査を振り落そうとした所作があつたと認めるべき証拠は見当らない。車を疾走せしめたこと自体が暴行であると云うにあれば格別であるが、原判決の認定に到つては一

つの推測にすぎないと謂わねばならない。この様な認定のある判決は破棄さるべきである。

二、原判決には法令の違反がある。

原審に於いて被告人は松島巡査の逮捕権の行使に適法性を欠くところあり、公務の執行と目し難いと争つた。然るに原判決はこれを採用しなかつたのである。

松島巡査は被告人の車内に居るお客二人を逮捕すべく車に接近し警察の者だから止めろと云つた事は認められ同巡査は逮捕に当つて為すべき手続を履践していないことは原判決も認めているところである。然るに原判決は判示の如き見解を以つて松島巡査の逮捕権の行使は違法でないと判示したのは誤りである。

仮に右見解を肯定するとしても、松島巡査が疾走中の車に飛び乗つてしがみつく行為即ちこの様な実力の行使が被疑者でない被告人に対して逮捕権の行使として認容され得ないこと。

以上二点は、著しく正義に反するものであつて、原判決を破棄すべきである。

以　上

昭和三四年(あ)第二一九八号

決　定

本　籍　朝鮮済州道北郡翰林面高山里

住　居　大阪市東成区森町南一丁目五〇番地

製靴会社販売外交員

高山陽夫こと

高　鐘　植

昭和五年一月二五日生

右に対する賍物故買、賍物収受、たばこ専売法違反被告事件について、昭和三四年一〇月二〇日広島高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人本間大吉の上告趣意について

たばこ専売法七五条はたばこの専売によつて、国の財政収入を確保せんとする目的の為めに不正たばこの販売等の取締を厳に励行すべく、犯則物件または、これに代るべき価額が犯則者の手裡に存することを禁止する趣旨に出ているのであるから、(昭和二九年(あ)第二六五七号、同三一年一二月二八日第二小法廷判決、刑集一〇巻一二号一八一一頁以下参照)、同条二項は所論のように犯罪にかかる物件が没収不能の場合、犯罪に因る不正な利益を犯人の手許に残させないという意味だけ

昭和三五年三月三一日決定　昭和三四年(あ)第二一九八号

のものではなく、原判示の日本専売公社の売渡さない製造たばこをその盗賍品であることを知りながら譲り受けたような場合には、たとい、右たばこを入手するため代金を支払つたとしても、譲受人から右代金を控除することなく、違反にかかる製造たばこの価額を追徴させる趣意のものと解するを相当とする。されば、原判決が所論支払代金を控除することなく判示金額の追徴を命じたのは正当であつて、原判決には右法条の解釈を誤つたかきんありというを得ない、論旨はひつきよう原審が右法条の解釈を誤つてこれを適用したという前提に立つて違憲を主張するものであるから、その前提を欠き採るを得ない。（ただし、原判決は、第一審判決が追徴額算定の基礎となる不法譲受にかかる不正たばこの数量を確定しないから理由を附さない違法があるとの理由でこれを破棄している。しかるに、原判決自体は、法律適用の箇所において、追徴につきたばこ専売法七五条二項を適用する旨判示しているだけで、本件では同条項所定のいかなる理由で没収できないから追徴するのか、その追徴額算定の具体的基礎価額等につき何等判示するところがない。従つて、原判決には追徴理由を判示しない理由不備の違法があるものといわなければならない。しかし、原判決の証拠として引用する被告人の供述調書によれば、被告人は本件譲受たばこの大部分を他に譲り渡し、一部を自己において消費し全部没収できなくなつたことが明らかであり、また、同追徴金算出書類によれば、本件ピース一個の価格は金四〇円、キャメル一個、フイリツプモリス一個の価格は夫々金一三〇円、葉巻一本の価格は金六〇円であることも明白であるから、結局判示たばこ全部を没収できないものとして算数上明白な判示金額を被告人から追徴したことを是認できるから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない。）

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年三月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　下飯坂　潤夫

裁判官　斎藤　悠輔

裁判官　入江　俊郎

裁判官　高木　常七

昭和三四年(あ)第二一九八号

贓物故買、贓物収受、たばこ専売法違反

被告人　高山陽夫こと　高　鐘　植

弁護人本間大吉の上告趣意

一、原判決には憲法第二九条一項に違反する事由が存する。

原判決はたばこ専売法第七五条第二項を適用し被告人から金三八万三、六九〇円を追徴して居るが右追徴額は被告人の手許に存する不正の利益以上のものを被告人から奪うもので違法である。

本来追徴は犯罪に係る物件が没収不可能のときに犯罪による不正な利益を犯人の手許に残させないと云う理由に基くものと解すべきである。

故に贓物故買の場合に於て本犯より利益を没収若しくは追徴することが可能である限り故買者に対しては犯行物件の時価評価によつて算定された金額から故買者が贓物を入手する為支払つた代金を控除した額を以て追徴額と定めるを相当と解す。

然るに原判決は窃取した専売公社の売渡さない製造たばこを売渡した本犯からその取得した利益を追徴して居るに拘らず被告人が贓物故買の際既に本犯に支払つた代金合計二六万三、九〇〇円を被告人から追徴している。

これは明らかに被告人の取得した利益以上のものを不当に奪うものであつて憲法第二九条が保障する財産権不可侵の精神を侵すものである。よつて原判決には憲法の違反ありこの点に於て破棄を免れない。

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和二七年(あ)　四三	建造物侵入、業務妨害、往来危険	萩尾彦正外二名	昭和三五年二・一八	一	棄却	福岡高	二三九
昭和二七年(あ)五二二一	昭和二四年政令第三八九号違反	蔡明裕	三・一六	大	棄却	東京高	四七三
昭和二七年(あ)五九八五	偽造有価証券行使、同交付、詐欺、同幇助	加藤金五郎外一名	二・四	一	棄却	大阪高	一〇七
昭和二八年(あ)三九九六	昭和二四年政令第三八九号違反	志村儀亥知	三・一六	大	棄却	東京高	四七七
昭和二九年(あ)二九九〇	あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法違反	後藤博	一・二七	大	破棄差戻	仙台高	八九
昭和三〇年(あ)一九三四	公正証書原本不実記載、同行使	西村幸晴	三・二五	二	棄却	東京高	六七三
昭和三〇年(あ)三二一八	偽証教唆	武村清次こと末裏甫	一・二二	二	棄却	東京高	四一
昭和三一年(あ)　三二七	建造物侵入	大迫広親	二・一六	三	棄却	福岡高	二三二
昭和三一年(あ)　五三〇	収賄	栖祿こと小野清外一名	三・四	二	棄却	札幌高	三七三

昭和三一年(あ)二〇一八	覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反、酒税法違反	金原政雄こと金	政雄	二・九	三	棄却	仙台高	一四一
昭和三一年(あ)二二八二	収賄	百武	平吉 外一名	三・二	二	棄却	福岡高	三一一
昭和三一年(あ)二四一六	公正証書原本不実記載、同行使	庄田	末吉	一・一一	二	棄却	大阪高	一
昭和三一年(あ)二八二三	常習賭博、賭場開張	滝沢	実 外一名	三・二二	三	棄却	札幌高	五八七
昭和三一年(あ)二八六九	食糧管理法違反	守屋	弘正	三・二九	三	棄却	広島高岡山支部	七四七
昭和三一年(あ)三八六九	公務執行妨害、傷害	富樫	重之	三・一	三	棄却	大阪高	三〇三
昭和三一年(あ)四六三六	詐欺、贈賄、銃砲刀剣類等所持取締令違反、殺人未遂、虚偽有印公文書作成、同行使、加重収賄	金丸	近 外一名	三・一九	三	棄却	福岡高宮崎支部	七五三
昭和三一年(あ)四七四八	覚せい剤取締法違反、薬事法違反	朴	漢泰 外一名	三・二九	三	棄却	名古屋高	七七七
昭和三一年(さ)九	酒税法違反の判決に対する非常上告	重村	彦二	二・四	一	一部破棄自判	鹿屋簡	一一七
昭和三一年(あ)二七六	器物毀棄、傷害	村中	信一 外一名	三・一二	三	棄却	名古屋高金沢支部	六一三
昭和三一年(あ)一五八一	単純収賄、印紙犯罪処罰法違反	安藤	幸一 外三名	三・一八	二	棄却	名古屋高	五〇五

昭和三一年(あ)九一八	賍物故買	中島	繁一	二・三	二	棄却	名古屋高	九七
昭和三一年(あ)九三五	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反、物品税法違反	ジャニーこと横田	義信	二・一七	二	棄却	東京高	二九五
昭和三一年(あ)一一二九	公務執行妨害、逮捕監禁致傷、暴行、暴力行為処罰に関する法律違反、外国人登録令違反	宮城島	忠男 外一七名	三・二五	二	棄却	東京高	六九九
昭和三一年(あ)一五八一	職業安定法違反	中川	力 外一名	三・二五	二	棄却	高松高	七三九
昭和三一年(あ)一七六七	物品税法違反	島岡	正男	三・三〇	二	棄却	東京高	七八五
昭和三一年(あ)二〇六一	詐欺	小室	勇 外一名	三・三〇	二	棄却	広島高岡山支部	七九一
昭和三四年(し)六二	押収物仮還付請求事件についてなした請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告	申立人八鍬	儀人	一・二六	三	棄却	山形地	八五
昭和三四年(し)七一	供述調書を弁護人に閲覧せしめる旨の決定を求める旨の申立に対しなした却下決定に対する特別抗告	申立人（弁護人）渡辺	喜八 外二名	二・九	三	棄却	新潟地長岡支部	一八一
昭和三四年(あ)二二九	有印公文書偽造	秋野禎一こと李	秉玉 外一名	三・三	一	棄却	東京高	三三三
昭和三四年(あ)六七〇	強盗殺人、殺人、強姦致死	上田	主税	三・一五	三	棄却	札幌高	四五七
昭和三四年(あ)九四九	爆発物取締罰則違反、往来妨害	若生	栄七 外一名	二・四	一	破棄差戻	仙台高秋田支部	一二五

昭和三四年(あ)一一二二	公職選挙法違反	沢田安春	三・八	三	棄却	東京高	三九九		
昭和三四年(あ)一一九〇	公職選挙法違反	米沢喜一外一名	二・二三	三	一部破棄自判一部棄却	名古屋高金沢支部	二七一		
昭和三四年(あ)一一九八	殺人	金山こと金珍秋	一・一二	三	棄却	東京高	七		
昭和三四年(あ)一三五二	詐欺、暴行	一条清	三・一〇	一	棄却	仙台高	四一七		
昭和三四年(あ)一三九九	強姦致傷、器物損壊	藤原時男	二・一一	一	棄却	広島高岡山支部	二〇一		
昭和三四年(あ)一四二二	公衆浴場法違反	永原静利	二・一一	一	棄却	大阪高	二〇七		
昭和三四年(あ)一四三五	詐欺	小林茂雄	二・一一	一	棄却	東京高	二一一		
昭和三四年(あ)一五一六	酒税法違反	金四岩	二・一一	一	棄却	仙台高	二一九		
昭和三四年(あ)一五二〇	賍物故買、不法逮捕、傷害	山下健治こと全尚摂	一・一九	三	棄却	大阪高	二七		
昭和三四年(あ)一五四〇	道路交通取締法違反	日光福治外二名	三・三	一	棄却	札幌高	三四三		
昭和三四年(あ)一五八二	関税法違反	森田義雄	二・一八	一	棄却	東京高	二五一		

昭和三四年(あ)一五九九	業務上過失致死	沢橋益三	三・二四	一	棄却	東京高	六三一		
昭和三四年(あ)一六六五	自転車競技法違反	曾金水外六名	二・九	三	棄却	大阪高	一四七		
昭和三四年(あ)一七七八	業務上過失致死、道路交通取締法違反	馬場一美	一・一九	三	棄却	東京高	三一		
昭和三四年(あ)一七八四	業務上過失傷害	高山真人こと崔永義	三・一〇	一	棄却	大阪高	四四三		
昭和三四年(あ)一八一一	公文書偽造、商標法違反	三宅又は柳川こと梁致琯外一名	三・一〇	一	棄却	大阪高	四四九		
昭和三四年(あ)一八一二	脅迫	安田勝治	三・一八	二	棄却	大阪高	五六三		
昭和三四年(あ)一八一三	賍物故買	柴田銀三又は大和銀三こと井翠	二・九	三	破棄自判	仙台高	一七五		
昭和三四年(あ)一八四八	窃盗、有印公文書偽造、同行使	向井栄之助	一・一二	三	棄却	札幌高	二一		
昭和三四年(あ)一八五七	尊属殺人	武美枝子	一・一九	三	棄却	福岡高	三五		
昭和三四年(あ)一八八〇	犯人蔵匿、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	陣内広典	三・一七	一	棄却	福岡高	四八五		
昭和三四年(あ)一九〇四	麻薬取締法違反、関税法違反	林小林正雄、周克明、リングこと立典	三・一三	二	棄却	東京高	六一九		

昭和三四年(あ)一九五八	公職選挙法違反	紺野六郎兵衛	三・二四	一棄却	仙台高	六四五			
昭和三四年(あ)二〇一九	公職選挙法違反	五十嵐保次郎	三・二	二棄却	仙台高	三二七			
昭和三四年(あ)二一三三	公務執行妨害、傷害	吉田隆男	三・二四	一棄却	福岡高	六五九			
昭和三四年(あ)二一三六	国家公務員法違反、収賄	山辺朝雪外一名	三・三一	一棄却	福岡高	七九九			
昭和三四年(あ)二一三九	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、詐欺	小田村祐	三・一	三棄却	広島高	三〇七			
昭和三四年(あ)二一六三	暴行、公務執行妨害	飯田隆司	三・三一	一棄却	広島高	八〇七			
昭和三四年(あ)二一九八	賍物故買、賍物収受、たばこ専売法違反	高山陽夫こと鐘植	三・三一	一棄却	広島高	八一一			
昭和三四年(あ)二三一七	公職選挙法違反	吉野菊之亟	三・一七	一棄却	東京高	四九一			
昭和三五年(し)一	正式裁判請求権回復申立却下決定及び正式裁判請求棄却決定に対する即時抗告についてなした棄却決定に対する特別抗告	申立人松本俊治	二・九	三棄却	大阪高	一八五			
昭和三五年(し)三	証拠調に関する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人(弁護人)天野末治外一名	二・二三	三棄却	岐阜地	二八七			
昭和三五年(し)五	捜索差押許可の裁判に対する準抗告の申立棄却決定に対する特別抗告	日本共産党渋谷地区委員会	二・一九	二棄却	東京地	二六五			

昭和三五年(す)七	森林法違反被告事件の上告棄却決定に対する異議申立についてなした棄却決定に対する特別抗告兼異議申立	宇津味善夫	二・九	三棄却	最高裁	一八七
昭和三五年(す)二二	業務上過失致死被告事件の上告棄却決定に対する異議申立	申立人(弁護人)松本浩	一・二五	一棄却	最高裁	八三
昭和三五年(あ)二〇一	公職選挙法違反	信田博司外一名	二・二七	三棄却	東京高	三〇一

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十五年一月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（一九日―二七日）……（一三件）……頁一
決　定（全）……（一一日―二六日）……（八一件）……三
雑　（全）……（一三日―三〇日）……（三六件）……一一
不成立（全）……（一三日―二七日）……（七件）……一五

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一四三四	窃盗	伊村忠幸	一・一九	三	棄却	名古屋高金沢支	一
昭和三四年(あ)一五二〇	賍物故買、不法逮捕、傷害	全尚摂	一・一九	三	棄却	大阪高	五
昭和三四年(あ)一七七八	業務上過失致死、道路交通取締法違反	馬場一美	一・一九	三	棄却	東京高	八
昭和三四年(あ)一八五七	尊属殺人	力武美枝子	一・一九	三	棄却	福岡高	一一
昭和二四年(あ)一三三〇	窃盗	松本博	一・二一	一	棄却	大阪高	一五
昭和三〇年(あ)三二一八	偽証教唆	裏末甫	一・二二	二	棄却	東京高	一八
昭和三一年(あ)一〇八三	放火教唆	金沢辰蔵	一・二二	二	棄却	札幌高	四一
昭和三四年(あ)一七九〇	公職選挙法違反	藤井計吾	一・二二	二	棄却	福岡高	八八
昭和三四年(あ)一八五九	賍物故買	張学源	一・二二	二	棄却	福岡高	一〇八

昭和三四年(あ)一八九六	麻薬取締法違反	代田秀子	一・二二	二棄却	東京高	一一一
昭和二九年(あ)二九九〇	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法違反	後藤博	一・二七	大破棄差戻	仙台高	一一四

刑事決定（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)二四一六	公正証書原本不実記載、同行使	庄田末吉	一・一一	二	棄却	大阪高	一
昭和三二年(あ)一五三二	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行、傷害	森下昇次郎外三名	一・一一	二	棄却	大阪高	五
昭和三二年(あ)一九九〇	強盗致傷	今村利光	一・一一	二	棄却	名古屋高	一二
昭和三四年(あ)一七三〇	関税法違反	山下太	一・一一	二	棄却	福岡高	一六
昭和三四年(あ)八八一	強盗殺人	篠原一晃	一・一二	三	棄却	福岡高	一九
昭和三四年(あ)一一九八	殺人	金珍秋	一・一二	三	棄却	東京高	二四
昭和三四年(あ)一八〇九	窃盗	石原和男外一名	一・一二	三	棄却	大阪高	三二
昭和三四年(あ)一八四八	窃盗、有印公文書偽造同行使	向井栄之助	一・一二	三	棄却	札幌高	五〇
昭和三二年(あ)三九八	窃盗	夫斗畢	一・一三	二	棄却	東京高	五四

昭和三三年(あ)二二四四	強盗致死、窃盗	高橋鉄男	一・一三	二棄却	仙台高	五七		
昭和三四年(あ)一四八二	強盗傷人	ジーン・イー・ジェンキンス外一名	一・一三	二棄却	東京高	六四		
昭和三四年(あ)一六一九	詐欺	栗山武一	一・一三	二棄却	広島高岡山支	六八		
昭和三四年(あ)一七〇〇	賍物故買	志村朝司	一・一三	二棄却	東京高	七四		
昭和二四年(あ)一七〇八	窃盗	宮本次雄	一・一三	二棄却	名古屋高	七八		
昭和三四年(あ)一七一一	物品税法違反	山田弥一	一・一三	二棄却	東京高	八一		
昭和三四年(あ)一七四五	横領	小川豊蔵	一・一三	二棄却	東京高	八九		
昭和三四年(あ)一七七二	窃盗、同未遂	井上昭春	一・一三	二棄却	東京高	九五		
昭和三四年(あ)一七七四	殺人	渡部次郎吉	一・一三	二棄却	東京高	九九		
昭和三四年(あ)一八三六	賍物寄蔵	鄭極元	一・一三	二棄却	東京高	一〇三		
昭和三四年(あ)一八四六	恐喝、傷害	坂本守正	一・一三	二棄却	仙台高	一〇七		

昭和三四年(あ)一八六五	詐欺、道路交通取締法違反、業務上過失傷害	佐藤昭好	一・一三	二棄却	仙台高	一一〇		
昭和三四年(あ)一九〇九	詐欺、同未遂	田村忠	一・一三	二棄却	仙台高	一一四		
昭和三四年(あ)一九一一	常習賭博	島田勝次郎	一・一三	二棄却	名古屋高金沢支	一二一		
昭和三四年(あ)一九一八	詐欺、横領、暴行	森岡義弘	一・一三	二棄却	福岡高	一二六		
昭和三四年(あ)一九三四	業務上過失致死	林良松	一・一三	二棄却	名古屋高金沢支	一三〇		
昭和三四年(あ)一一一二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務妨害	小野目辰雄外一名	一・一四	一棄却	仙台高	一三四		
昭和三四年(あ)一一二六	軽犯罪法違反	浅利伝八	一・一四	一棄却	東京高	一三七		
昭和三四年(あ)一一九四	覚せい剤取締法違反	金甲秀	一・一四	一棄却	広島高	一四〇		
昭和三四年(あ)一二一五	業務上過失致死	平川勝	一・一四	一棄却	大阪高	一四三		
昭和三四年(あ)一三一三	詐欺	中平昇一	一・一四	一棄却	広島高岡山支	一四八		
昭和三四年(あ)一五三五	詐欺、窃盗	佐藤博之	一・一四	一棄却	仙台高	一五一		

昭和三四年(あ)一六九九	窃盗、外国人登録法違反	柳	玖烈	一・一四	一	棄却	東京高	一五九	
昭和三四年(あ)一七二四	公職選挙法違反	富田	昇	一・一四	一	棄却	広島高松江支	一六二	
昭和三四年(あ)一一三一	酒税法違反	姜	基秀	一・一九	三	棄却	大阪高	一七〇	
昭和三四年(あ)一二一四	麻薬取締法違反	柯	朝日	一・一九	三	棄却	大阪高	一七三	
昭和三四年(あ)一三〇九	窃盗	貝阿弥	芳明	一・一九	三	棄却	広島高岡山支	一七六	
昭和三四年(あ)一三一二	恐喝	河内	勲	一・一九	三	棄却	広島高岡山支	一七九	
昭和三四年(あ)一三六五	賍物故買	李	泰基	一・一九	三	棄却	名古屋高	一八二	
昭和三四年(あ)一三八八	賍物故買	鄭	双岩	一・一九	三	棄却	大阪高	一八五	
昭和三四年(あ)一四四七	たばこ専売法違反	鄭	在淳	一・一九	三	棄却	東京高	一八八	
昭和三四年(あ)一四五〇	重過失致死、道路交通取締法違反	斎藤	太郎	一・一九	三	棄却	東京高	一九一	
昭和三四年(あ)一四六一	横領	大野	春雄	一・一九	三	棄却	大阪高	一九四	

昭和三四年(あ)一四八三	売春防止法違反	平潞	アキヨ	一・一九	三	棄却	高松高	一九九	
昭和三四年(あ)一五二四	窃盗	金	元錫	一・一九	三	棄却	大阪高	二〇三	
昭和三四年(あ)一五四九	横領	奥井	満	一・一九	三	棄却	東京高	二〇六	
昭和三四年(あ)一五六四	風俗営業取締法違反、職業安定法違反、売春防止法違反	渡辺	とし子	一・一九	三	棄却	名古屋高金沢支	二一三	
昭和三四年(あ)一五八四	傷害	鯉沼	栄一	一・一九	三	棄却	東京高	二一六	
昭和三四年(あ)一五八七	窃盗	中村	一男	一・一九	三	棄却	東京高	二一九	
昭和三四年(あ)一六三二	賍物牙保	川岸	治	一・一九	三	棄却	名古屋高	二二二	
昭和三四年(あ)一六六〇	詐欺	山浦	惣吾	一・一九	三	棄却	福岡高	二二五	
昭和三四年(あ)一六七〇	殺人未遂	財部	治夫	一・一九	三	棄却	福岡高	二三〇	
昭和三四年(あ)一六七一	恐喝未遂	松村	正	一・一九	三	棄却	名古屋高	二三五	
昭和三四年(あ)一六八〇	偽造公文書行使、外国人登録法違反	元	南守	一・一九	三	棄却	福岡高	二三八	

昭和三四年(あ)一七〇六	業務上横領	富沢博	一・一九	三	棄却	札幌高	二四二
昭和三四年(あ)一七一七	賭博場開張	吉川喜三郎	一・一九	三	棄却	仙台高秋田支	二四五
昭和三四年(あ)一七五二	有印私文書偽造、同行使、詐欺、同未遂	岩崎功	一・一九	三	棄却	仙台高	二四八
昭和三四年(あ)一七九一	業務上過失致死	竹下文雄	一・一九	三	棄却	広島高	二五三
昭和三四年(あ)一七九四	昭和二二年勅令第九号違反、売春防止法違反	浜田芳郎	一・一九	三	棄却	大阪高	二五六
昭和三四年(あ)一八二九	窃盗	秋田武	一・一九	三	棄却	仙台高	二五九
昭和三四年(あ)一八三五	麻薬取締法違反	杉田逸夫	一・一九	三	棄却	東京高	二六二
昭和三四年(あ)一八六八	横領、詐欺	水弥彦	一・一九	三	棄却	仙台高	二六七
昭和三四年(あ)一七一四	窃盗	江明	一・二〇	二	棄却	広島高岡山支	二七〇
昭和三四年(あ)一七二二	職業安定法違反	松下今朝富	一・二〇	二	棄却	福岡高宮崎支	二七四
昭和三四年(あ)一八四〇	賍物故買	斎藤章治	一・二〇	二	棄却	仙台高	二七九

昭和三四年(あ)一八五四	傷害	田中茂	一・二〇	二	棄却	名古屋高	二八三
昭和三四年(あ)一八八四	業務上過失致死	福江登	一・二〇	二	棄却	広島高	二八七
昭和三四年(あ)一〇一二	傷害	野田昭三	一・二一	一	棄却	仙台高	二九〇
昭和三四年(あ)一〇八五	売春防止法違反	盧根元	一・二一	一	棄却	広島高	二九四
昭和三四年(あ)一一九一	賍物故買	福永錦也	一・二一	一	棄却	大阪高	二九七
昭和三四年(あ)一二六二	業務上過失致死	原口直吉	一・二一	一	棄却	大阪高	三〇〇
昭和三四年(あ)一三三九	業務上横領、詐欺	田村貢作	一・二一	一	棄却	東京高	三〇三
昭和三四年(あ)一三七七	賍物故買	和田博富美	一・二一	一	棄却	大阪高	三一一
昭和三四年(あ)一七三二	公職選挙法違反	打出敬之外一名	一・二一	一	棄却	福岡高	三一五
昭和三四年(あ)一九四五	横領	宮本遊亀雄	一・二一	二	棄却	東京高	三二四
昭和三一年(あ)四〇四〇	傷害致死	山本光夫	一・二六	三	棄却	大阪高	三三一

昭和三一年(あ)四五〇九	有印私文書偽造、同行使	富岡専之助	一・二六	三	棄却	大阪高	三三七
昭和三一年(あ)四七二一	公務執行妨害、傷害	成田喜佐雄	一・二六	三	棄却	福岡高	三四三
昭和三二年(あ)一七九	常習賭博	李成雨	一・二六	三	棄却	広島高	三四九
昭和三二年(あ)五八二	業務上横領、放火	清次清一	一・二六	三	棄却	大阪高	三五四
昭和三四年(あ)一七一二	公職選挙法違反	水本一男	一・二六	三	棄却	東京高	三五八
昭和三四年(あ)二〇九八	公務執行妨害	杼窪広人	一・二六	三	棄却	仙台高	三六二

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	判決訂正						
昭和三四年(み)二三	強要、恐喝被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する訂正の申立	小谷旭	一・一九	三	棄却		一
	特別抗告						
昭和三四年(し)七二	道路交通取締法違反被告事件につきなした控訴棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	森谷政吉	一・二〇	一	棄却	札幌高	五
昭和三四年(し)六二	押収物仮還付請求事件につきなした請求却下の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	八鍬儀人	一・二六	三	棄却	山形地新庄支	六
昭和三四年(し)七三	再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	李雄朗	一・二七	二	棄却	福岡高	一一
	訴訟費用						
昭和三四年(せ)三一九	強盗殺人	伊藤愛一	一・一三	三	免除		一二
昭和三四年(せ)三二〇	強盗殺人	中野八郎	一・一三	二	免除		一三

昭和三四年(せ)	三一五	強姦未遂、住居侵入、暴行、脅迫、傷害、賍物運搬、暴力行為等処罰に関する法律違反	谷村朝光	一・一九	三	棄却	一五
昭和三四年(せ)	三二一	殺人等	安田善造	一・二一	二	免除	一七
昭和三四年(せ)	三二二	横領、詐欺	藤本俊治	一・二一	二	免除	一九
昭和三四年(せ)	三二五	麻薬取締法違反	山中忠	一・二一	一	免除	二〇
昭和三四年(あ)	一九六一	窃盗	扇殿英良	一・二六	三	負担	二一
昭和三四年(せ)	三一八	詐欺	明神梶之助	一・二六	三	免除	二三
昭和三四年(せ)	三二三	賍物故買	沈徳生	一・二六	三	免除	二四
昭和三四年(せ)	三二六	食糧管理法違反、外国人登録法違反	宗二変	一・二六	三	免除	二六
昭和三五年(せ)	二	暴行、傷害	金子希夫	一・二七	二	免除	二八
昭和三四年(あ)	一七一五	モーターボート競走法違反	香西昭	一・三〇	三	負担	三〇

異議申立

昭和三四年(す)	四五七	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	西本英雄	一・一三	三	棄却	三二
昭和三四年(す)	四五八	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	井上健治	一・一八	二	棄却	三四
昭和三五年(す)	一	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	龝山清次	一・一九	三	棄却	三七
昭和三五年(す)	四	賍物故買同牙保窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	富永良和	一・一九	三	棄却	三九
昭和三四年(す)	四五六	詐欺、準強盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	土田隆夫	一・二一	一	棄却	四三
昭和三四年(す)	四五九	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	柿木償一	一・二二	二	棄却	四六
昭和三五年(す)	三	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	上杉栄治	一・二二	二	棄却	四八
昭和三五年(す)	二二	業務上過失致死被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	松本浩(平川勝)	一・二五	一	棄却	五一
昭和三五年(す)	四五五	出入国管理令違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	韓鳳舜	一・二六	三	棄却	五三
昭和三五年(す)	二一	物品税法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	山田弥一	一・二七	二	棄却	五六
昭和三五年(す)	二四	強盗致死、窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	高橋鉄男	一・二七	二	棄却	五八

昭和三五年(す)	二六	詐欺、横領、暴行被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	森	岡	義	弘	一・二七	二	棄却		六一
昭和三四年(す)	四四五	関税法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	安（林	達	十郎	昭三郎）	一・三〇	三	棄却		六三
昭和三五年(す)	三〇	強盗殺人被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	篠	原	一	晃	一・三〇	三	棄却		六五

その他

昭和三四年(す)	四五三	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告の申立	山	元		昇	一・一九	三	棄却		六九
昭和三五年(す)	二	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告の申立	高	橋	栄	治	一・一九	三	棄却		七四
昭和三五年(す)	九	常習累犯窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	斎（富	藤	選	実）	一・二一	二	棄却		七七
昭和三五年(す)	八	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反、売春防止法違反被告事件についてなした上告棄却決定に対する抗告の申立	姫	野	悦	子	一・二二	二	棄却		七九
昭和三四年(す)	四四七	関税法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	王			才良	一・三〇	三	棄却		八一
昭和三四年(す)	四四八	関税法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	劉			吉	一・三〇	三	棄却		八四

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)二〇六六	道路運送法違反	小林政之	一・一三	二	棄却	大阪高	一
昭和三三年(あ)二〇八二	騒擾、建造物侵入	佐藤ヒサ子外三七名	一・一四	一	棄却	仙台高	三
昭和三四年(あ)二〇六〇	業務上過失致死、業務上過失傷害	植村隆行	一・二〇	一	棄却	大阪高	一四
昭和三四年(あ)二〇一五	暴力行為等処罰に関する法律違反、恐喝	宮本一二	一・二一	二	棄却	福岡高	一六
昭和三四年(あ)二一二四	窃盗未遂、外国人登録法違反	李炳会	一・二二	二	棄却	東京高	一八
昭和三四年(あ)二〇七二	売春防止法違反	菊池孫一	一・二七	二	棄却	仙台高	二〇
昭和三四年(あ)二〇八八	窃盗	丑山栄治	一・二七	二	棄却	東京高	二二

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十五年二月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（　四日―二六日）…（　二三件）……一頁
決　定（1）……（　一日―一六日）…（　八三件）……五
決　定（2）……（一八日―二九日）…（一〇三件）……一三
雑　（全）……（　一日―二九日）…（　二八件）……二三
不成立（全）……（　一日―二七日）…（　一一件）……一七

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和二七年(お)五九八五	偽造有価証券行使、詐欺、偽造有価証券交付、詐欺幇助	加藤金五郎外一名	二・四	一	棄却	大阪高	一二二
昭和三四年(お)九四九	爆発物取締罰則違反、往来妨害	若生栄七外一名	二・四	一	破棄差戻	仙台高秋田支	一二八
昭和三四年(お)一一〇二	強姦致傷	ダン・ベンジャミン・アンダーソン	二・四	一	棄却	仙台高	一三七
昭和三四年(お)四八六	強盗、強盗殺人、同未遂、窃盗	岩崎博	二・五	二	棄却	大阪高	一四一
昭和三四年(お)一七〇三	売春防止法違反	田中勝美	二・九	三	棄却	東京高	一四六
昭和三四年(お)一八一三	賍物故買	田井翠	二・九	三	破棄自判	仙台高	一四九
昭和三四年(お)一四二二	公衆浴場法違反	永原静利	二・一一	一	棄却	大阪高	一五四
昭和三四年(お)一五〇四	経済関係罰則の整備に関する法律違反	水野禎吉	二・一一	一	棄却	東京高	一五七
昭和三四年(お)一五一六	酒税法違反	金四岩	二・一二	一	棄却	仙台高	一七二

昭和三一年(あ)	三二七	建造物侵入	大迫広親	二・一六	三	棄却	福岡高	一八〇
昭和三一年(あ)	一九五八	業務上横領	竹中幸一郎	二・一六	三	棄却	名古屋高	一八五
昭和三一年(あ)	三一七三	恐喝、詐欺、恐喝未遂	木村弥寿夫	二・一六	三	棄却	大阪高	一九二
昭和二七年(あ)	四三	建造物侵入、業務妨害往来危険	萩尾彦正 外二名	二・一八	一	棄却	福岡高	一九八
昭和三四年(あ)	一一六一	関税法違反	李右竜	二・一八	一	棄却	福岡高	二〇六
昭和三四年(あ)	一五八二	関税法違反	森田義雄	二・一八	一	棄却	東京高	二一九
昭和三一年(あ)	四三二五	有印私文書偽造、同行使有価証券偽造、同行使、詐欺	碇順一郎	二・二三	三	棄却	高松高	二一八
昭和三四年(あ)	一一九〇	公職選挙法違反	米沢喜一 外一名	二・二三	三	一部破棄自判一部棄却	名古屋高金沢支	二三三
昭和三四年(あ)	一九九〇	詐欺	柴田茂光	二・二五	一	棄却	東京高	二四三
昭和三三年(あ)	一三三六	強盗殺人	戸来澄雄	二・二六	二	棄却	仙台高	二五二
昭和三四年(あ)	一八二八	酒税法違反	金言年	二・二六	二	棄却	広島高松江支	二七〇

昭和三四年(あ)	一九〇二	麻薬取締法違反	藤崎四郎	二・二六	二	棄却	東京高	二七三
昭和三四年(あ)	二一四一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝	三浦兼一	二・二六	二	棄却	広島高	二七六
非常上告								
昭和三二年(さ)	九	酒税法違反	重村利彦	二・四	一	破棄自判	鹿屋簡	二七九

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一七九七	強盗	本洋二	二・一	二	棄却	仙台高	一
昭和三四年(あ)一六二五	背任、業務上横領	田中勉	二・二三	二	棄却	大阪高	六
昭和三二年(あ)九一八	賍物故買	中島繁一	二・三	二	棄却	名古屋高	一〇
昭和三四年(あ)一九三一	窃盗	沢田継男	二・三	二	棄却	名古屋高金沢支	一七
昭和三四年(あ)一〇二九	偽証教唆	李正一外二名	二・四	一	棄却	東京高	二〇
昭和三四年(あ)一〇七四	有価証券偽造、同行使、詐欺	村井盛	二・四	一	棄却	仙台高	二四
昭和三四年(あ)一〇八八	恐喝、詐欺、傷害、器物損壊、恐喝未遂	井戸本一雄外一名	二・四	一	棄却	広島高岡山支	二八
昭和三四年(あ)一一二〇	関税法違反	河野通信外二名	二・四	一	棄却	東京高	三七
昭和三四年(あ)一一六八	私文書偽造、同行使	山内実	二・四	一	棄却	名古屋高	四四

昭和三四年(あ)一一七一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	菊	地	吉	美	二・四	一	棄却	名古屋高	四八
昭和三四年(あ)一二一二	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	松	本	義	太郎	二・四	一	棄却	大阪高	五一
昭和三四年(あ)一二三一	強姦致傷、横領	小	松原	仟		二・四	一	棄却	東京高	五四
昭和三四年(あ)一二三四	売春防止法違反	井	手	タ	ヶ	二・四	一	棄却	札幌高函館支	五八
昭和三四年(あ)一二五二	詐欺	浜	崎	徳	一	二・四	一	棄却	広島高	六三
昭和三四年(あ)一二六五	現住建造物放火	朴		明	葉	二・四	一	棄却	大阪高	六八
昭和三四年(あ)一二八二	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反売春防止法違反	小	西	キ	ヌ	二・四	一	棄却	名古屋高	七一
昭和三四年(あ)一三一六	放火	倉	橋	吉	松	二・四	一	棄却	大阪高	七六
昭和三四年(あ)一三八〇	傷害致死	金		鎰	権	二・四	一	棄却	広島高	八六
昭和三四年(あ)一三九二	競馬法違反	下	浦	和	彦	二・四	一	棄却	大阪高	九〇
昭和三四年(あ)一五三六	殺人未遂、私文書偽造、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、恐喝、同未遂、住居侵入、銃砲刀剣類等所持取締令違反	古	川		孝	二・四	一	棄却	仙台高	九三

昭和三四年(あ)一六五〇	詐欺、私文書偽造、同行使	吉	岡		則	二・四	一	棄却	東京高	一〇七
昭和三一年(あ)二〇一八	覚せい剤取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反、酒税法違反	金			政雄	二・九	三	棄却	仙台高	一一〇
昭和三一年(あ)三一四八	関税法違反	仲	野	正	淳	二・九	三	棄却	大阪高	一一四
昭和三一年(あ)三八四七	横領	山	口	正	毅	二・九	三	棄却	札幌高	一一八
昭和三一年(あ)四〇六九	関税法違反、詐欺	北	川	政	和	二・九	三	棄却	福岡高	一二三
昭和三一年(あ)四二九九	窃盗	福	士	輝	広	二・九	三	棄却	札幌高	一三八
昭和三一年(あ)四五三八	横領	高	木		守	二・九	三	棄却	名古屋高	一四二
昭和三四年(あ)一六六五	自転車競技法違反	曾	金	水	外六名	二・九	三	棄却	大阪高	一四七
昭和三四年(あ)一七二九	売春防止法違反、児童福祉法違反	植	田	稔		二・九	三	棄却	広島高	一六二
昭和三四年(あ)一七六五	恐喝、詐欺、横領	高	畑	雅	吉	二・九	三	棄却	名古屋高金沢支	一六七
昭和三四年(あ)一七八三	恐喝、傷害	野	崎		隆	二・九	三	棄却	仙台高	一七〇

昭和三四年(あ)一八一六	放火未遂	衣笠新外一名	二・九	三	棄却	大阪高	一七三		
昭和三四年(あ)一八一九	傷害	小嶺政重	二・九	三	棄却	福岡高	一八一		
昭和三四年(あ)一八二六	私文書偽造、同行使、詐欺	森杉直吉	二・九	三	棄却	東京高	一八六		
昭和三四年(あ)一八四一	詐欺	及川清一	二・九	三	棄却	仙台高	一八九		
昭和三四年(あ)一八七三	強姦致傷	吉田立美	二・九	三	棄却	名古屋高	一九二		
昭和三四年(あ)一八七四	賍物牙保、賍物故買	橋本喜代治外一名	二・九	三	棄却	名古屋高	一九七		
昭和三四年(あ)一八七六	売春防止法違反	藤沢初五郎	二・九	三	棄却	札幌高函館支	二〇一		
昭和三四年(あ)一八七九	詐欺	柳沢鋭吉	二・九	三	棄却	仙台高秋田支	二〇五		
昭和三四年(あ)一八九三	恐喝未遂、脅迫	谷口武雄	二・九	三	棄却	高松高	二〇九		
昭和三四年(あ)一九〇〇	窃盗	飯野今朝次	二・九	三	棄却	東京高	二一三		
昭和三四年(あ)一九〇五	強盗致死、公務執行妨害、暴行、傷害	川原一郎	二・九	三	棄却	東京高	二一六		

昭和三四年(あ)一九二二	賍物故買	山口敏信	二・九	三	棄却	福岡高	二一〇		
昭和三四年(あ)一九二五	詐欺、横領	三好太亀治	二・九	三	棄却	広島高松江支	二一三		
昭和三四年(あ)一九二八	漁業法違反	池田大輔	二・九	三	棄却	福岡高	二一六		
昭和三四年(あ)一九三二	殺人	坂本登	二・九	三	棄却	高松高	二三〇		
昭和三四年(あ)一九三五	強姦致傷	趙炳斗	二・九	三	棄却	大阪高	二三三		
昭和三四年(あ)一九三八	公職選挙法違反	矢岡留吉外五名	二・九	三	棄却	福岡高	二三七		
昭和三四年(あ)一九四九	業務上過失致死、道路交通取締法違反	前原高宝	二・九	三	棄却	東京高	二四一		
昭和三四年(あ)一九五五	公職選挙法違反	遠藤周平	二・九	三	棄却	東京高	二四四		
昭和三四年(あ)一九六七	遺失物横領	中井兼光	二・九	三	棄却	東京高	二五〇		
昭和三四年(あ)二〇〇〇	公職選挙法違反	松本綾子外二名	二・九	三	棄却	東京高	二五四		
昭和三四年(あ)二〇一一	公職選挙法違反	木村岩松	二・九	三	棄却	広島高松江支	二五七		

昭和三四年(あ)一二四一	窃盗	三上辰三郎	二・一一	一	棄却	札幌高函館支	二六〇		
昭和三四年(あ)一二六八	窃盗	北村勇	二・一一	一	棄却	福岡高	二六三		
昭和三四年(あ)一二八五	詐欺	川股弘	二・一一	一	棄却	仙台高	二八二		
昭和三四年(あ)一三一〇	窃盗	葛原与志明	二・一一	一	棄却	広島高岡山支	二八七		
昭和三四年(あ)一三三三	収賄	持永達郎	二・一一	一	棄却	福岡高	二九〇		
昭和三四年(あ)一三三六	窃盗	久保寿	二・一一	一	棄却	大阪高	二九五		
昭和三四年(あ)一三七四	殺人未遂	森村清	二・一一	一	棄却	福岡高	三〇一		
昭和三四年(あ)一三九九	強姦致傷、器物損壊	藤原時男	二・一一	一	棄却	広島高岡山支	三〇五		
昭和三四年(あ)一四一七	モーターボート競走法違反	坪田政則	二・一一	一	棄却	高松高	三一二		
昭和三四年(あ)一四一四	窃盗	渡辺勝	二・一一	一	棄却	広島高	三〇九		
昭和三四年(あ)一四三二	横領	石田広美	二・一一	一	棄却	札幌高	三一五		

昭和三四年(あ)一四三五	詐欺	小林茂雄	二・一一	一	棄却	東京高	三一八		
昭和三四年(あ)一四五六	中型機船底曳網漁業取締規則違反	山口亀一外一名	二・一一	一	棄却	福岡高宮崎支	三一三		
昭和三四年(あ)一四六五	傷害致死	田中茂正	二・一一	一	棄却	広島高	三三〇		
昭和三四年(あ)一四六八	売春防止法違反	来栖セツ	二・一一	一	棄却	大阪高	三三三		
昭和三四年(あ)一五一一	強盗、同未遂、窃盗、窃盗未遂、器物毀棄	国岡正敬外一名	二・一一	一	棄却	広島高松江支	三四五		
昭和三四年(あ)一八〇六	業務上横領、森林法違反	広森智昭	二・一六	三	棄却	東京高	三三七		
昭和三四年(あ)一八八二	詐欺	大槻秀一	二・一六	三	棄却	東京高	三四九		
昭和三四年(あ)一九一二	業務上横領	明珍宗靖	二・一六	三	棄却	仙台高	三五三		
昭和三四年(あ)一九一九	殺人、殺人予備、銃砲刀剣類等所持取締令違反	斎藤幸雄外五名	二・一六	三	棄却	仙台高	三五六		
昭和三四年(あ)一九七九	賍物牙保	越智徳三	二・一六	三	棄却	広島高	四一三		
昭和三四年(あ)二〇一七	酒税法違反	安立ミトシ	二・一六	三	棄却	福岡高	四一六		

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)二〇二三	窃盗、有印私文書偽造、同行使、詐欺	佐藤武	二・一六	三	棄却	仙台高秋田支	四一九
昭和三四年(あ)二〇四六	窃盗	中川三吾	二・一六	三	棄却	大阪高	四二二
昭和三四年(あ)二〇四八	賍物故買	徐明圭	二・一六	三	棄却	福岡高	四二六
昭和三四年(あ)二〇五〇	公職選挙法違反	前田市蔵	二・一六	三	棄却	福岡高	四二九
昭和三四年(あ)二〇五六	賍物牙保	伊藤甫	二・一六	三	棄却	大阪高	四三三
昭和三四年(あ)二〇六二	詐欺、恐喝	金哲奎	二・一六	三	棄却	大阪高	四三六
昭和三四年(あ)二〇九二	覚せい剤取締法違反	林澄子	二・一六	三	棄却	東京高	四三九
昭和三四年(あ)二〇九五	公職選挙法違反	井口源太郎外一名	二・一六	三	棄却	東京高	四四二

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一二八九	窃盗	斎藤藤衛	二・一八	一	棄却	東京高	一
昭和三四年(あ)一三二二	詐欺、横領	小林暢	二・一八	一	棄却	名古屋高	四
昭和三四年(あ)一三六三	建造物損壊	井戸信雄	二・一八	一	棄却	名古屋高	七
昭和三四年(あ)一四〇七	賍物牙保	川瀬善久	二・一八	一	棄却	名古屋高	二二
昭和三四年(あ)一四七一	傷害致死	村上照世四	二・一八	一	棄却	札幌高	二五
昭和三四年(あ)一四八四	賍物収受、賍物故買	高応変	二・一八	一	棄却	高松高	二九
昭和三四年(あ)一四九〇	関税法違反	金基斗	二・一八	一	棄却	福岡高	三二
昭和三四年(あ)一五〇八	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反、売春防止法違反	石田長右衛門	二・一八	一	棄却	東京高	三七
昭和三四年(あ)一五二二	名誉毀損	中村孝明外一名	二・一八	一	棄却	広島高	四四

昭和三四年(あ)一五三七	売春防止法違反	立花武	二・一八	一	棄却	福岡高	四八	
昭和三四年(あ)一五四七	背任、業務上横領	木村啓二	二・一八	一	棄却	札幌高	五二	
昭和三四年(あ)一五六五	業務上過失致死	山本桂三	二・一八	一	棄却	名古屋高金沢支	五六	
昭和三四年(あ)一五六八	詐欺、背任、封印破棄工場抵当法違反	水谷正外一名盛	二・一八	一	棄却	名古屋高	五九	
昭和三四年(あ)一五八五	傷害、暴行、傷害致死	李光奎	二・一八	一	棄却	東京高	六六	
昭和三四年(あ)一六一八	横領	築山静外一名樹	二・一八	一	棄却	広島高岡山支	七四	
昭和三四年(あ)一六五八	賍物故買	藤原ハツエ	二・一八	一	棄却	福岡高	七九	
昭和三四年(あ)一七八九	建造物損壊教唆、窃盗教唆、住居侵入、恐喝	工藤定逸	二・一八	一	棄却	仙台高秋田支	八二	
昭和三四年(あ)一八三〇	公職選挙法違反	西日出外一名雄	二・一八	一	棄却	福岡高	八五	
昭和三四年(あ)一八四九	窃盗	本郷定男	二・一八	一	棄却	札幌高	九三	
昭和三四年(あ)一八九八	業務上過失傷害	常井好美	二・一八	一	棄却	東京高	九七	

昭和三四年(あ)一九一五	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	古別府武男	二・一八	一	棄却	福岡高宮崎支	一〇〇	
昭和三四年(あ)一九四四	建造物侵入、窃盗	吉沢二三	二・一八	一	棄却	東京高	一〇四	
昭和三四年(あ)二〇一二	公職選挙法違反	本池敏男	二・一八	一	棄却	広島高松江支	一一四	
昭和三二年(あ)一三一一	建造物侵入、業務妨害	野田満外一名三	二・一九	二	棄却	名古屋高	一一七	
昭和三四年(あ)一八六七	準強盗	川瀬八郎	二・一九	二	棄却	大阪高	一三二	
昭和三四年(あ)一八七五	公職選挙法違反	中村功	二・一九	二	棄却	名古屋高	一三四	
昭和三四年(あ)一九六六	麻薬取締法違反	金福島	二・一九	二	棄却	東京高	一三九	
昭和三四年(あ)二〇〇五	常習累犯窃盗	米沢剛材	二・一九	二	棄却	仙台高	一四二	
昭和三四年(あ)二二四九	窃盗	水本増次	二・一九	二	棄却	福岡高	一五一	
昭和三四年(あ)一七二五	傷害	土田精悟	二・二〇	二	棄却	仙台高	一五四	
昭和三四年(あ)一八〇〇	賍物故買	遠藤仁寿	二・二〇	二	棄却	仙台高	一六二	

昭和三四年(あ)一八〇八	賍物故買	尹允錫	二・二〇	二棄却	広島高	一六六		
昭和三四年(あ)一八四三	窃盗	山本国松	二・二〇	二棄却	大阪高	一七〇		
昭和三四年(あ)一八七八	殺人未遂	細田利一	二・二〇	二棄却	大阪高	一七三		
昭和三四年(あ)一八九〇	強盗	大前金三外一名	二・二〇	二棄却	大阪高	一七八		
昭和三四年(あ)一九一六	背任、単純収賄、贈賄、贈賄幇助	萩原暁穂外二名	二・二〇	二棄却	広島高岡山支	一八六		
昭和三四年(あ)一九四八	窃盗	筑城虎雄	二・二〇	二棄却	東京高	一九三		
昭和三四年(あ)一九五一	恐喝	飯田清	二・二〇	二棄却	東京高	一九六		
昭和三四年(あ)一九五九	詐欺	西村春男	二・二〇	二棄却	仙台高	一九九		
昭和三四年(あ)一九九九	業務上過失傷害	宮下代作	二・二〇	二棄却	東京高	二〇三		
昭和三四年(あ)二〇一六	公職選挙法違反	堀井久平	二・二〇	二棄却	仙台高秋田支	二〇八		
昭和三四年(あ)二〇三八	住居侵入、窃盗未遂	雫石三男	二・二〇	二棄却	東京高	二一二		

昭和三四年(あ)二〇八六	詐欺	西山勝次	二・二〇	二棄却	東京高	二一五		
昭和三四年(あ)七〇六	殺人、麻薬取締法違反	藻利忠重	二・二二	二棄却	広島高	二一〇		
昭和三四年(あ)一七七七	詐欺	木沢寅森	二・二二	二棄却	東京高	二一七		
昭和三四年(あ)一七八〇	傷害、暴行	森喜平	二・二二	二棄却	福岡高	二三二		
昭和三四年(あ)一八八一	公職選挙法違反	馬場穣	二・二二	二棄却	福岡高宮崎支	二三七		
昭和三四年(あ)一九一三	恐喝	藤田和男	二・二二	二棄却	仙台高	二四一		
昭和三四年(あ)一九三七	公職選挙法違反	津神亨	二・二二	二棄却	広島高岡山支	二四四		
昭和三四年(あ)一九四六	窃盗	堀米庄平	二・二二	二棄却	札幌高	二四七		
昭和三四年(あ)一九八一	詐欺	河本禄郎	二・二二	二棄却	広島高	二五三		
昭和三四年(あ)一九九三	恐喝、横領	堀田誠	二・二二	二棄却	広島高	二五六		
昭和三四年(あ)二〇〇二	殺人	寺田喜恵子	二・二二	二棄却	仙台高	二五九		

昭和三四年(あ)二〇二二	窃盗	村元竜造	二・二二	二	棄却	仙台高秋田支	二六二		
昭和三四年(あ)二〇四五	傷害致死	長崎博	二・二二	二	棄却	広島高	二六六		
昭和三四年(あ)二〇五五	外国人登録法違反	朴正彦	二・二二	二	棄却	大阪高	二六九		
昭和三四年(あ)二〇七八	銃砲刀剣類等所持取締法違反火薬類取締法違反	北忠	二・二二	二	棄却	広島高	二七三		
昭和三四年(あ)二〇八一	公職選挙法違反	末次作市	二・二二	二	棄却	福岡高	二七六		
昭和三四年(あ)二一〇二	外国人登録法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	李学俊 外一名	二・二二	二	棄却	名古屋高	二八〇		
昭和三四年(あ)二二八五	賍物故買	渡辺保雄	二・二二	二	棄却	東京高	二八六		
昭和三一年(あ)二三一一	横領	茂呂周策	二・二三	三	棄却	東京高	二九〇		
昭和三一年(あ)三九六七	失火	大森道子 外一名	二・二三	三	棄却	名古屋高	二九七		
昭和三一年(あ)四一九二	詐欺	加藤嘉市郎	二・二三	三	棄却	大阪高	三〇二		
昭和三一年(あ)四五八五	収賄	佐久間竜男	二・二三	三	棄却	名古屋高金沢支	三〇九		

昭和三二年(あ)一四四〇	業務上横領	西田外一名	二・二三	三	棄却	広島高	三一二		
昭和三四年(あ)一二八四	公職選挙法違反	天童金市	二・二三	三	棄却	仙台高	三一八		
昭和三四年(あ)一八八八	傷害	森本正臣	二・二三	三	棄却	大阪高	三二二		
昭和三四年(あ)一九五二	賍物牙保	星野三治	二・二三	三	棄却	東京高	三二五		
昭和三四年(あ)一九六四	公職選挙法違反	乎井治策	二・二三	三	棄却	東京高	三三九		
昭和三四年(あ)一九六九	詐欺	柳孝三郎	二・二三	三	棄却	東京高	三四二		
昭和三四年(あ)二〇〇三	詐欺	木初太	二・二三	三	棄却	仙台高	三四八		
昭和三四年(あ)二〇一三	詐欺、窃盗	西博	二・二三	三	棄却	広島高	三五一		
昭和三四年(あ)二〇五九	売春防止法違反	浅野繁子	二・二三	三	棄却	大阪高	三五七		
昭和三四年(あ)二〇六七	賍物牙保	呉又観	二・二三	三	棄却	大阪高	三六〇		
昭和三四年(あ)二〇八二	業務上過失傷害	稲葉楠男	二・二三	三	棄却	福岡高	三六四		

昭和三四年(あ)二一二六	詐欺	荒谷常次	二・二三	三	棄却	札幌高	三六九	
昭和三四年(あ)二一三八	恐喝、窃盗	田中賢治	二・二三	三	棄却	広島高	三七二	
昭和三四年(あ)一七九六	恐喝	佐伯武雄	二・二四	二	棄却	大阪高	三七六	
昭和三四年(あ)一八一五	私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載	熊川幸正	二・二四	二	棄却	仙台高	三八〇	
昭和三四年(あ)一八二五	詐欺	武井民雄	二・二四	二	棄却	東京高	三八四	
昭和三四年(あ)一八九二	強姦致傷、強姦	秦春孝	二・二四	二	棄却	大阪高	三八七	
昭和三四年(あ)一九二二	公職選挙法違反	目野吉太郎外一名	二・二四	二	棄却	福岡高	三九四	
昭和三四年(あ)一九五四	窃盗	石川茂	二・二四	二	棄却	東京高	三九八	
昭和三四年(あ)二〇二七	麻薬取締法違反、同幇助	酒井美代子	二・二四	二	棄却	大阪高	四〇一	
昭和三四年(あ)二〇四二	覚せい剤取締法違反、偽証教唆	金容燁	二・二四	二	棄却	福岡高	四〇四	
昭和三四年(あ)二〇九四	外国人登録法違反	禹壱模	二・二四	二	棄却	東京高	四〇七	

昭和三四年(あ)一一三八	有価証券偽造、同行使、詐欺	三上重次郎外一名	二・二五	一	棄却	名古屋高	四一〇	
昭和三四年(あ)一二二八	業務上過失致死傷	長谷川宏	二・二五	一	棄却	東京高	四一九	
昭和三四年(あ)一四一一	売春防止法違反	秋庚熙	二・二五	一	棄却	広島高	四二二	
昭和三四年(あ)一四六二	賍物故買	安石川茂	二・二五	一	棄却	広島高	四二六	
昭和三四年(あ)一五四三	賍物牙保、外国人登録法違反	金秉弦	二・二五	一	棄却	東京高	四二九	
昭和三四年(あ)一六三五	公文書偽造、同行使、物品税法違反	三浦善四郎	二・二五	一	棄却	東京高	四三四	
昭和三四年(あ)一六四六	業務上過失致死、業務上過失傷害	萩原康司	二・二五	一	棄却	東京高	四四一	
昭和三四年(あ)一六九六	詐欺	近藤与三郎	二・二五	一	棄却	仙台高秋田支	四四六	
昭和三四年(あ)一七一〇	恐喝未遂、麻薬取締法違反	金今竜	二・二五	一	棄却	東京高	四五〇	
昭和三四年(あ)一七七五	窃盗	斎藤実	二・二五	一	棄却	東京高	四五三	
昭和三四年(あ)一八六一	詐欺、私文書偽造、同行使、偽証	森口弥三郎外一名	二・二五	一	棄却	大阪高	四五八	

昭和三四年(あ)一八八五	窃盗、強盗未遂	橋本義則	二・二五	一	棄却	大阪高	四六二
昭和三四年(あ)一九一七	常習累犯窃盗	木村隆次	二・二五	一	棄却	福岡高	四六六
昭和三四年(あ)二〇五一	公職選挙法違反	丸井九十九	二・二五	一	棄却	福岡高	四七二
昭和三二年(あ)九三五	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反、物品税法違反	横田義信	二・二七	二	棄却	東京高	四七五
昭和三四年(あ)一九二七	恐喝	馬場恒夫	二・二七	二	棄却	福岡高	四七九
昭和三四年(あ)二一一四	詐欺	宮田喜作	二・二九	二	棄却	名古屋高金沢支	四八四

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
判決訂正							
昭和三五年(み)一	強盗、強盗殺人、同未遂、窃盗被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する訂正の申立	岩崎博	二・二七	二	棄却		八七
特別抗告							
昭和三四年(し)七一	公務執行妨害等被告事件につき、検察官に対し証人中島忠蔵の尋問前に同証人の検察官作成にかかる供述調書を弁護人に閲覧せしめる旨の決定を求める申し立てに対する申立却下の決定に対する特別抗告の申立	渡辺喜八（佐藤昭外二名 一二）外四名	二・九	三	棄却	新潟地長岡支	八九
昭和三五年(し)一	正式裁判請求権回復申立却下決定及び正式裁判請求棄却決定に対する即時抗告を棄却した決定に対する特別抗告の申立	松本俊治	二・九	三	棄却	大阪高	九二
昭和三五年(し)四	殺人未遂、火薬類取締法違反被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	藤本松夫	二・一〇	一	棄却	福岡高	九四
昭和三五年(し)二	審判請求棄却決定に対する抗告を棄却する決定に対する特別抗告の申立	目明	二・一二	二	棄却	大阪高	九六
昭和三五年(し)五	住居侵入被疑事件につきなした捜索差押許可の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	日本共産党渋谷地区委員会（被疑者千葉英郎）	二・一九	二	棄却	東京地	一〇〇

昭和三五年(し)	三	食糧緊急措置令違反等被告事件についてした証拠調に関する異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	天野末治外一名(田中義美)	二・二三
昭和三四年(し)	六六	付審判請求事件につきなした異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	木下イト	二・一九
訴訟費用				
昭和三五年(せ)	七	賍物故買	志村朝司	二・三
昭和三五年(せ)	八	窃盗	森脇征一	二・九
昭和三五年(せ)	一〇	酒税法違反	姜基秀	二・九
昭和三五年(せ)	一一	公務執行妨害	岡村汎恭	二・一〇
昭和三五年(せ)	一三	軽犯罪法違反	浅利伝八	二・一三
昭和三五年(せ)	一七	強盗、強盗強姦致傷、恐喝	成清泰雄	二・二五
昭和三五年(せ)	一五	窃盗、強盗致死	高橋鉄男	二・二六
昭和三五年(せ)	一九	強盗傷人	ジーン・イー・ジェンキンス	二・二六

異議申立

昭和三五年(す)	三九	横領被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	(奥井)三文字一郎(満)	二・九
昭和三五年(す)	四〇	横領被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	(大野)池辺甚一郎(春雄)	二・九
昭和三五年(す)	五八	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反、売春防止法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(小西)元林義治(キヌヱ)	二・二〇
昭和三五年(す)	七五	関税法違反、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	(北川)森川金寿(政和)	二・二九

死亡

昭和二九年(あ)三〇七九		横領	中尾謙二	二・一六
昭和三四年(あ)一七九五		強姦致傷	吉村高治	二・二九

その他

昭和三五年(す)	二八	窃盗被告事件につきした上告棄却の決定に対する特別抗告の申立	宮本次雄	二・一
昭和三五年(す)	七	森林法違反等被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議を棄却した決定に対する特別抗告兼異議の申立	宇津味善夫	二・九

昭和三五年(す)	四七	傷害被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	田中茂	二・一二	二	棄却	一六七	
昭和三五年(す)	六九	放火被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	太田博太郎外一名(倉橋吉松)	二・二〇	一	棄却	一六九	
昭和三五年(す)	七〇	殺人未遂、私文書偽造、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、恐喝、同未遂、住居侵入、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件につきなした上告棄却の決定に対する訂正の申立	古川孝	二・二四	一	棄却	一七一	
昭和三五年(す)	六四	強姦致死被告事件につきなした上告棄却の決定に対する抗告の申立	中村要吉	二・二五	一	棄却	一七三	

刑事不成立 (全)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)二一三四	詐欺	大平雄助	二・一	二	棄却	福岡高	二四
昭和三四年(あ)二二〇九	道路交通取締法違反	山本久次	二・一二	二	棄却	大阪高	二六
昭和三四年(あ)二三三五	賍物故買	本田松太郎	二・一三	一	棄却	大阪高	二八
昭和三四年(あ)二一二一	公職選挙法違反	佐々木功	二・一六	三	棄却	仙台高	三〇
昭和三四年(あ)二一八九	宅地建物取引業法違反	岡村明吉	二・一六	三	棄却	高松高	三二
昭和三四年(あ)二二八九	道路交通取締法違反	井口一男	二・一六	三	棄却	東京高	三四
昭和三四年(あ)二二九五	関税法違反	西村和吉	二・一六	三	棄却	東京高	三六
昭和三四年(あ)二三七九	住居侵入	高橋秀千代	二・二二	二	棄却	仙台高秋田支	三八
昭和三四年(あ)二三七二	公職選挙法違反	野々村英三外二名	二・二五	一	棄却	大阪高	四〇

昭和三四年(あ)二三九三	窃盗	岩本実	二・二五	一棄却	福岡高
昭和三五年(あ)二〇一	公職選挙法違反	信田博司外一名	二・二七	三棄却	東京高

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十五年三月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決(全)……（一日―三一日）……（四四件）……丁一
決　定(1)……（一日―一四日）……（七二件）……七
決　定(2)……（一五日―二三日）……（八八件）……一五
決　定(3)……（二四日―三一日）……（九八件）……二五
雑　(全)……（一日―三一日）……（六一件）……三五
不成立(全)……（一日―三〇日）……（九件）……四三

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)二八六九	公務執行妨害、傷害	富樫重之	三・一	三	棄却	大阪高	一
昭和三一年(あ)三九〇三	職業安定法違反	後藤新太郎	三・一	三	棄却	仙台高	五
昭和三四年(あ)一三二四	公職選挙法違反	佐藤銀治郎	三・一	三	棄却	仙台高秋田支	九
昭和三三年(あ)二八三	強盗殺人、死体遺棄	奥野蔀	三・三	一	棄却	札幌高	一六
昭和三四年(あ)四〇四	強盗致死、死体遺棄、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺	戸田直儀	三・三	一	棄却	高松高	四〇
昭和三四年(あ)一五四〇	道路交通取締法違反	日光福治外二名	三・三	一	棄却	札幌高	四四
昭和三一年(あ)五三〇	収賄	小野清外一六名	三・四	二	棄却	札幌高	六一
昭和三四年(あ)一四七八	強盗殺人、強盗強姦	鈴木芳雄	三・八	三	棄却	東京高	七六
昭和三四年(あ)二一七一	暴行、傷害	伊藤洋	三・八	三	棄却	札幌高	八五

昭和三四年(あ)一六八七	業務上過失致死	的場由和	三・一〇	一棄却	大阪高	八九
昭和三四年(あ)一七八四	業務上過失傷害	崔永義	三・一〇	一棄却	大阪高	九三
昭和三四年(あ)一八六二	殺人	高田末光	三・一〇	一棄却	大阪高	九七
昭和三四年(あ)二一七六	窃盗	毛利三二	三・一一	二棄却	広島高	一〇二
昭和三四年(あ)六七〇	強盗殺人、殺人、強姦致死	上田主税	三・一五	三棄却	札幌高	一〇九
昭和二七年(あ)五二二一	昭和二四年政令第三八九号違反	蔡明裕	三・一六	大棄却	東京高	一一九
昭和二八年(あ)三九九六	昭和二四年政令第三八九号違反	志村儀亥知	三・一六	大棄却	東京高	一二三
昭和三四年(あ)六三六	強盗殺人、同未遂、住居侵入、同未遂、強盗予備、放火	佐藤誠栄	三・一七	一棄却	秋田支仙台高	一二九
昭和三四年(あ)六七三	殺人、死体遺棄、森林窃盗	広瀬常男	三・一七	一棄却	東京高	一三九
昭和三四年(あ)一六〇五	賍物故買	小林常久	三・一七	一棄却	東京高	一五五
昭和三四年(あ)一八八〇	犯人蔵匿、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	陳内広典	三・一七	一棄却	福岡高	一五八

昭和三二年(あ) 六一二	単純収賄、印紙犯罪処罰法違反	安藤幸一 外三名	三・一八	二棄却	名古屋高	一六二
昭和三三年(あ)二〇五九	強盗殺人	吉谷法道	三・一八	二棄却	大阪高	一九三
昭和三四年(あ)一八一二	脅迫	安田勝治	三・一八	二棄却	大阪高	二一一
昭和三四年(あ)二一九二	公職選挙法違反	寺脇善助	三・二二	三棄却	福岡高	二四二
昭和三四年(あ)二三二二	賭博開帳図利、同幇助	岡島清作 外一名	三・二二	三棄却	東京高	二四六
昭和三四年(あ) 三三八	放火未遂、公務執行妨害	周永学 外二名	三・二四	一棄却	名古屋高	二四九
昭和三四年(あ)一五三四	業務上横領、強盗殺人、詐欺	川村富夫	三・二四	一棄却	仙台高	二六七
昭和三四年(あ)一五九九	業務上過失致死	沢橋益三	三・二四	一棄却	東京高	二七五
昭和三四年(あ)一六九〇	麻薬取締法違反	鄭寿一	三・二四	一棄却	大阪高	二八四
昭和三四年(あ)一九五八	公職選挙法違反	紺野六郎兵衛	三・二四	一棄却	仙台高	二八八
昭和三四年(あ)二二四八	窃盗	河野昇	三・二四	一棄却	福岡高	二九六

昭和三〇年(あ)一九三四	公正証書原本不実記載、同行使	西村幸晴	三・二五	二	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一五八一	職業安定法違反	中川力 外一名	三・二五	二	棄却	高松高
昭和三四年(あ)二二一一	麻薬取締法違反	文昌子	三・二五	二	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二二四	麻薬取締法違反	曾炳南	三・二五	二	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二三三三	有印公文書偽造、同行使、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	北出泰三	三・二五	二	棄却	大阪高
昭和二四年(あ)二三四九	公職選挙法違反	遠藤敬蔵	三・二五	二	棄却	仙台高
昭和三一年(あ)三七八九	暴行、傷害致死	金山広美	三・二九	三	棄却	仙台高
昭和三一年(あ)四七四八	覚せい剤取締法違反、薬事法違反	朴漢泰 外一名	三・二九	三	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)　一一〇	関税法違反、貿易等臨時措置令違反	山口景朝	三・二九	三	棄却	広島高松江支
昭和三四年(あ)一五一〇	公職選挙法違反	栗田英男	三・二九	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二一八三	業務上横領、詐欺	杉本治義	三・二九	三	棄却	大阪高

昭和三五年(れ)　一	詐欺	佐藤留吉	三・二九	三	棄却	札幌高
昭和三四年(あ)一一八七	強盗強姦、強盗殺人、死体遺棄	加藤道春	三・三一	一	棄却	名古屋高
						三九九

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(お)四六七三	職業安定法違反	山村小夜子	三・一	三	棄却	大阪高	一
昭和三四年(お)二〇〇六	恐喝未遂、傷害	今野長勇	三・一	三	棄却	仙台高	八
昭和三四年(お)二〇四四	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、詐欺	小田村祐	三・一	三	棄却	広島高	一一
昭和三四年(お)二一一五	詐欺	山下力男	三・一	三	棄却	札幌高	一四
昭和三四年(お)二一三五	薬事法違反	朴礼福	三・一	三	棄却	広島高岡山支	一七
昭和三四年(お)二一三九	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、詐欺	小田村祐	三・一	三	棄却	広島高	二〇
昭和三四年(お)二一五一	傷害、脅迫、恐喝未遂	石田耕一郎	三・一	三	棄却	広島高松江支	二三
昭和三四年(お)二一五七	食糧管理法違反	古矢善郎	三・一	三	棄却	東京高	二六
昭和三四年(お)二一六二	職業安定法違反、営利誘拐、公然猥褻	田尻倶喜	三・一	三	棄却	福岡高	二九

昭和三四年(あ)二一六八	賍物故買	大久保義一	三・一	棄却	札幌高	三二			
昭和三四年(あ)二一九七	公職選挙法違反	砂川武市外三名	三・一	棄却	高松高	三五			
昭和三四年(あ)二二〇〇	強姦致傷	木村猛	三・一	棄却	広島高	三八			
昭和三四年(あ)二二二一	賍物故買	趙興済	三・一	棄却	東京高	四二			
昭和三四年(あ)二二二五	強盗	山口金次	三・一	棄却	東京高	四五			
昭和三四年(あ)一四〇四	横領	太田了	三・一	棄却	東京高	四九			
昭和三一年(あ)二二八二	収賄	百武平吉外一名	三・二	棄却	福岡高	五三			
昭和三四年(あ)二〇一九	公職選挙法違反	五十嵐保次郎	三・二	棄却	仙台高秋田支	六二			
昭和三四年(あ)二二九	有印公文書偽造	李秉玉外一名	三・一	棄却	東京高	六六			
昭和三四年(あ)九五七	偽造私文書行使、偽造公文書行使、詐欺、公文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺未遂	大内正守外一名	三・一	棄却	東京高	七二			
昭和三四年(あ)一四〇二	窃盗	孫京子外一名	三・三	棄却	広島高岡山支	八二			

昭和三四年(あ)一五〇一	横領	橋本幸次郎	三・三	棄却	東京高	八六			
昭和三四年(あ)一六〇二	窃盗	北村清美	三・三	棄却	福岡高	九一			
昭和三四年(あ)一六二一	麻薬取締法違反	中辻スヱ	三・三	棄却	大阪高	九五			
昭和三四年(あ)一六七二	賍物牙保、賍物故買	伴勝夫	三・三	棄却	名古屋高	九八			
昭和三四年(あ)一六八一	窃盗	宮地正臣	三・三	棄却	名古屋高	一〇一			
昭和三四年(あ)一七四四	受託収賄、単純収賄	岡野健之助	三・三	棄却	東京高	一〇五			
昭和三四年(あ)一七七九	暴行、住居侵入、傷害	小林外一名久	三・三	棄却	東京高	一〇九			
昭和三四年(あ)一八二〇	常習累犯窃盗	大北勉	三・三	棄却	名古屋高金沢支	一一三			
昭和三四年(あ)一八四二	窃盗未遂	緑川久雄	三・三	棄却	仙台高	一一九			
昭和三四年(あ)一九五七	傷害致死、銃砲刀剣類等所持取締法違反	佐藤初男	三・三	棄却	仙台高	一二七			
昭和三四年(あ)二〇二九	業務上過失傷害	西池三郎	三・三	棄却	大阪高	一三二			

昭和三一年(あ)五一	背任、業務上横領	中山武治	三・四	二	棄却	福岡高宮崎支	一三五		
昭和三二年(あ)六〇	業務上横領	河西明外一名	三・四	二	棄却	大阪高	一四三		
昭和三四年(あ)一二四三	強盗殺人	田畑保治	三・四	二	棄却	名古屋高	一五〇		
昭和三四年(あ)二三二四	窃盗	古川克己	三・四	二	棄却	大阪高	一五五		
昭和三二年(あ)二九四	偽造有価証券行使、同交付、詐欺、私文書偽造行使、公正証書原本不実記載行使	栗山庄一	三・五	二	棄却	大阪高	一六〇		
昭和三二年(あ)二〇〇三	詐欺	佐藤武夫	三・五	二	棄却	東京高	一六三		
昭和三二年(あ)二三〇三	賍物寄蔵	李泰善	三・五	二	棄却	福岡高	一六九		
昭和三一年(あ)一七六八	背任、業務上横領	高橋忠義外二名	三・八	三	棄却	名古屋高	一七九		
昭和三一年(あ)三二二六	贈賄	宮崎芳彦	三・八	三	棄却	東京高	一九二		
昭和三一年(あ)三三四一	収賄	志村真次郎	三・八	三	棄却	東京高	一九六		
昭和三二年(あ)二〇〇六	業務上横領	本兼吉	三・八	三	棄却	東京高	二〇六		

昭和三一年(あ)四七五六	横領、背任	松村幸太郎	三・八	三	棄却	大阪高	二一二		
昭和三二年(あ)三〇八	恐喝、傷害	岩本猛	三・八	三	棄却	東京高	二一五		
昭和三二年(あ)七四五	詐欺	別府和雄	三・八	三	棄却	大阪高	二二〇		
昭和三四年(あ)一一二二	公職選挙法違反	沢田安春	三・八	三	棄却	東京高	二二五		
昭和三四年(あ)一一四一	公職選挙法違反	増本利作	三・八	三	棄却	広島高松江支	二三五		
昭和三四年(あ)一五四一	公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、同未遂、恐喝、協同組合による金融事業に関する法律違反、有価証券偽造行使	松実英夫外二名	三・八	三	棄却	東京高	二五七		
昭和三四年(あ)一八〇三	公職選挙法違反	少谷秀一外一名	三・八	三	棄却	広島高松江支	二七六		
昭和三四年(あ)一九一四	詐欺、横領	武田勝久	三・八	三	棄却	仙台高	二八一		
昭和三四年(あ)一九九四	関税法違反幇助	岡長春外二名	三・八	三	棄却	広島高	二八五		
昭和三四年(あ)二〇七三	強姦致傷	賀政美	三・八	三	棄却	仙台高秋田支	二八八		
昭和三四年(あ)二二三一	賍物牙保	佐藤孝三	三・八	三	棄却	東京高	二九一		

昭和三四年(あ)一一七七	偽造公文書行使、詐欺、公文書偽造	保	刈	正彦 外二名	三・一〇	一	棄却	東京高	二九五
昭和三四年(あ)一三五二	詐欺、暴行	一	条	清	三・一〇	一	棄却	仙台高	三〇二
昭和三四年(あ)一三七一	窃盗、麻薬取締法違反	朴		海竜	三・一〇	一	棄却	福岡高	三一七
昭和三四年(あ)一五七四	恐喝、同未遂、売春防止法違反	大	黒	順児	三・一〇	一	棄却	大阪高	三二〇
昭和三四年(あ)一五七八	恐喝、暴行、脅迫	嶋	崎	一郎	三・一〇	一	棄却	東京高	三二四
昭和三四年(あ)一六二四	詐欺、横領	金		容采	三・一〇	一	棄却	大阪高	三二七
昭和三四年(あ)一六五三	傷害	袖	川	清光	三・一〇	一	棄却	仙台高	三三〇
昭和三四年(あ)一七一三	詐欺	奥		尚	三・一〇	一	棄却	広島高岡山支	三三六
昭和三四年(あ)一七二七	窃盗	曹		大承	三・一〇	一	棄却	名古屋高	三四〇
昭和三四年(あ)一七九五	強姦致傷、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	松	本	頭次 外一名	三・一〇	一	棄却	大阪高	三四四
昭和三四年(あ)一八一一	公文書偽造、商標法違反	梁		致琯 外一名	三・一〇	一	棄却	大阪高	三五四

昭和三四年(あ)一八二七	無印公文書偽造、同行使、有印公文書偽造、加重収賄、有印公文書偽造教唆、無印公文書偽造教唆、同行使教唆、贈賄	笠		一洋 外一名	三・一〇	一	棄却	福岡高	三五九
昭和三四年(あ)二〇二一	公職選挙法違反	渡	辺	博忠	三・一〇	一	棄却	広島高	三六三
昭和三四年(あ)二一五二	公職選挙法違反	浜	崎	道介 外二名	三・一〇	一	棄却	広島高松江支	三六七
昭和三二年(あ)二〇二四	業務上過失致死	少	坂	親知	三・一二	二	棄却	東京高	三七一
昭和三四年(あ)二二二六	強盗、窃盗、詐欺	加	納	早苗	三・一二	二	棄却	東京高	三九四
昭和三二年(あ)二六〇	職業安定法違反	篠	崎	将将	三・一四	二	棄却	東京高	三九八
昭和三四年(あ)一九七六	窃盗、現住建造物放火	西	村	芳之助	三・一四	二	棄却	福岡高	四〇二
昭和三四年(あ)二三四四	非現住建造物等放火未遂、窃盗	佐	藤	武雄	三・一四	二	棄却	東京高	四一八

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)二〇七〇	窃盗	安川正信	三・一五	三	棄却	札幌高	一
昭和三四年(あ)二〇八七	詐欺、横領	山本貞男	三・一五	三	棄却	東京高	六
昭和三四年(あ)二一一九	詐欺、火薬類取締法違反、水産資源保護法違反	星典男	三・一五	三	棄却	仙台高	一〇
昭和三四年(あ)二一四四	私文書偽造、同行使、公文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、詐欺	佐藤一郎	三・一五	三	棄却	仙台高	二四
昭和三四年(あ)二一五九	傷害	矢吹三郎	三・一五	三	棄却	東京高	二七
昭和三四年(あ)二一七四	強盗傷人、窃盗	一色弘	三・一五	三	棄却	広島高	三二
昭和三四年(あ)二一八六	業務上横領、私文書偽造、同行使	森田三歳	三・一五	三	棄却	大阪高	三七
昭和三四年(あ)二二〇七	窃盗	石仁沢	三・一五	三	棄却	東京高	四一
昭和三四年(あ)二二一〇	詐欺	香取次郎	三・一五	三	棄却	東京高	四四

昭和三四年(あ)二二一五	殺人、自殺幇助	宮本昌美	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二二七	殺人未遂	金井信二	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二三五	恐喝	墨江牧	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二六五	脅迫	山王丸勇	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二七〇	殺人、死体遺棄、窃盗	出口清子	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二七九	窃盗	池田義弘	三・一五	三	棄却	大阪高
昭和三四年(あ)二二八七	食糧管理法違反、窃盗	塚本興治外一名	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二二九二	犯人蔵匿	笠原喜一郎	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二三二五	住居侵入、窃盗、恐喝、外国人登録法違反	姜祥雄	三・一五	三	棄却	大阪高
昭和三四年(あ)二三三一	窃盗	向山英三	三・一五	三	棄却	大阪高
昭和三四年(あ)二三三七	業務上過失傷害	浜淵光夫	三・一五	三	棄却	名古屋高
昭和三四年(あ)二三五四	売春防止法違反	大野タネ	三・一五	三	棄却	福岡高宮崎支
昭和三四年(あ)二三六五	公職選挙法違反	浜田市太郎	三・一五	三	棄却	広島高松江支
昭和三四年(あ)二三八三	窃盗	田亮	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二三九二	賍物牙保、賍物収受	吉藤喜一	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三四年(あ)二三九九	窃盗、窃盗未遂	桑原延行	三・一五	三	棄却	東京高
昭和三二年(あ)一五四六	横領	田益夫	三・一六	二	棄却	広島高
昭和三四年(あ)一五九六	道路交通取締法違反、業務上過失致死傷	藤原秀雄	三・一七	一	棄却	東京高
昭和三四年(あ)一八七七	放火、窃盗、器物損壊	新宮賞一	三・一七	一	棄却	大阪高
昭和三四年(あ)一九三六	業務上横領、横領、有印公文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、銃砲刀剣類等所持取締令違反	岡田輝一	三・一七	一	棄却	広島高岡山支
昭和三四年(あ)一九五三	傷害	高橋富雄	三・一七	一	棄却	東京高
昭和三四年(あ)一九八四	労働基準法違反	戸沢マツエ	三・一七	一	棄却	札幌高

昭和三四年(あ)一九九一	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	八木沢由雄外一名	三・一七	一	棄却	東京高	一三九
昭和三四年(あ)二〇五四	売春防止法違反	松尾アイ子	三・一七	一	棄却	大阪高	一四三
昭和三四年(あ)二〇七一	強姦	田春雄	三・一七	一	棄却	仙台高	一四六
昭和三四年(あ)二一一六	恐喝、同未遂	芦刈豊	三・一七	一	棄却	東京高	一五二
昭和三四年(あ)二三一七	公職選挙法違反	吉野菊之亟	三・一七	一	棄却	東京高	一六〇
昭和三二年(あ)一九二一	詐欺	丸山綱雄外一名	三・一八	二	棄却	東京高	一六九
昭和三四年(あ)二四〇〇	現住建造物放火、詐欺	水谷一雄	三・一九	二	棄却	東京高	一八一
昭和三一年(あ)二二三四	贈賄、業務上横領	竹内太郎外二名	三・二二	三	棄却	大阪高	一九四
昭和三一年(あ)二八二三	常習賭博、賭場開帳	滝沢実外一名	三・二二	三	棄却	札幌高	二〇二
昭和三一年(あ)四二四四	傷害致死	小田島清五郎	三・二二	三	棄却	仙台高秋田支	二一九
昭和三一年(あ)四四六九	現住建造物等放火	佐々木光好	三・二二	三	棄却	仙台高秋田支	二二四

昭和三二年(あ)二七六	器物毀棄、傷害	村中信一外一名	三・二二	三	棄却	名古屋高金沢支	二五一
昭和三四年(あ)二八八	強盗致死幇助	武田喜義	三・二二	三	棄却	高松高	二五五
昭和三四年(あ)一七三七	強盗致死、同幇助	小田岸夫外一名	三・二二	三	棄却	札幌高	三一一
昭和三四年(あ)一九二四	公職選挙法違反	長谷川知賢	三・二二	二	棄却	広島高松江支	三一八
昭和三四年(あ)一九八九	住居侵入、強盗、恐喝、詐欺	清野邦男	三・二二	三	棄却	東京高	三二二
昭和三四年(あ)二〇二〇	業務上横領、横領	鳥潟高明	三・二二	三	棄却	仙台高秋田支	三二八
昭和三四年(あ)二〇二八	麻薬取締法違反	池田貞夫	三・二二	三	棄却	大阪高	三三二
昭和三四年(あ)二〇三四	詐欺、傷害、窃盗	勝見利治	三・二二	三	棄却	札幌高	三三五
昭和三四年(あ)二〇八五	住居侵入、強盗	二俣常二	三・二二	三	棄却	東京高	三四一
昭和三四年(あ)二一三七	窃盗	沼里保	三・二二	二	棄却	仙台高	三五三
昭和三四年(あ)二一四七	業務上横領、詐欺	松浦喜久雄	三・二二	三	棄却	大阪高	三五七

昭和三四年(あ)二一五四	窃盗	金丸秀彦	三・二二	三棄却	福岡高宮崎支	三六〇	
昭和三四年(あ)二一九一	傷害、公務執行妨害	白石賢二	三・二二	二棄却	高松高	三六三	
昭和三四年(あ)二二三〇	賍物故買、賍物寄蔵	崔在崇	三・二二	二棄却	東京高	三六六	
昭和三四年(あ)二二三三	売春防止法違反	高須国蔵	三・二二	三棄却	東京高	三六九	
昭和三四年(あ)二二四〇	強盗、賍物牙保、銃砲刀剣類等所持取締法違反	藤田久人	三・二二	三棄却	広島高松江支	三七三	
昭和三四年(あ)二二五九	麻薬取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	今津銑一外一名	三・二二	三棄却	東京高	三七七	
昭和三四年(あ)二二六八	業務上過失傷害	石毛省三	三・二二	三棄却	東京高	三八三	
昭和三四年(あ)二二六九	業務上過失傷害、業務上過失致死	ソロモン・カチヤノフスキー	三・二二	二棄却	東京高	三八九	
昭和三四年(あ)二三〇五	業務上横領	福塚武夫	三・二二	三棄却	大阪高	三九八	
昭和三四年(あ)二三一七三	住居侵入、強盗未遂	鈴木修一	三・二二	三棄却	東京高	三九三	
昭和三四年(あ)二三一九	公職選挙法違反	飛田英雄	三・二二	三棄却	東京高	四〇二	

昭和三四年(あ)二三二八	賍物故買	岩井秀雄	三・二二	三棄却	大阪高	四〇五	
昭和三四年(あ)二三六一	銃砲刀剣類等所持取締法違反	田辺義男	三・二二	三棄却	福岡高	四〇八	
昭和三四年(あ)二三六九	窃盗	地敦	三・二二	二棄却	仙台高秋田支	四一四	
昭和三四年(あ)二三七〇	公職選挙法違反	佐藤芳明	三・二二	三棄却	仙台高秋田支	四一八	
昭和三四年(あ)五一七	現住建造物放火	佐々木忠男	三・二三	二棄却	東京高	四二一	
昭和三四年(あ)一三二六	業務上横領教唆、賍物収受	桜木隆一郎	三・二三	二棄却	福岡高	四二九	
昭和三四年(あ)二一四八	恐喝	池田正勝外一名	三・二三	二棄却	東京高	四三五	
昭和三四年(あ)一九〇四	麻薬取締法違反、関税法違反	林立典	三・二三	二棄却	東京高	四四〇	
昭和三四年(あ)二〇〇七	詐欺、窃盗	太田貞之	三・二三	二棄却	名古屋高	四五〇	
昭和三四年(あ)二〇九一	窃盗	本田二三雄	三・二三	二棄却	東京高	四五三	
昭和三四年(あ)二一〇五	公職選挙法違反	齋藤孫治	三・二三	二棄却	仙台高	四五七	

昭和三四年(あ)二一四六	麻薬取締法違反	北谷吉明	三・二三	二	棄却	大阪高	四六〇
昭和三四年(あ)二一五三	公職選挙法違反	千久谷金一	三・二三	二	棄却	広島高松江支	四六三
昭和三四年(あ)二一五六	横領	渡辺重義	三・二三	二	棄却	東京高	四六九
昭和三四年(あ)二一六一	猥褻図画販売	古川清助	三・二三	二	棄却	東京高	四七〇
昭和三四年(あ)二一九六	公職選挙法違反	太田佐次郎	三・二三	二	棄却	名古屋高金沢支	四七三
昭和三四年(あ)二二一七	強姦致傷	内田健蔵	三・二三	二	棄却	東京高	四七七
昭和三四年(あ)二二七八	窃盗	土屋くにゑ	三・二三	二	棄却	大阪高	四八五
昭和三四年(あ)二三二一	恐喝、傷害	姜武夫	三・二三	二	棄却	東京高	四八八
昭和三四年(あ)二三三〇	賍物牙保	大部治男	三・二三	二	棄却	大阪高	四九二
昭和三四年(あ)二三三八	あへん法違反	小沢喜蔵	三・二三	二	棄却	名古屋高	四九五
昭和三四年(あ)二三四一	詐欺	権在淑	三・二三	二	棄却	東京高	四九八

昭和三四年(あ)二三三三	強制猥褻、強姦	桜内鹿之進	三・二三	二	棄却	福岡高	五〇二
昭和三四年(あ)二四四二	売春防止法違反	今井俊一	三・二三	二	棄却	大阪高	五〇六

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一一四三	公職選挙法違反	初谷英之輔	三・二四	一	棄却	東京高	一
昭和三四年(あ)一五五六	傷害	崔栄守	三・二四	一	棄却	福岡高	六
昭和三四年(あ)一五五九	窃盗	平尾義光	三・二四	一	棄却	福岡高	一一
昭和三四年(あ)一六四二	関税法違反	藤瀬忠義	三・二四	一	棄却	福岡高	一五
昭和三四年(あ)一七〇七	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	高島暲二	三・二四	一	棄却	名古屋高	一八
昭和三四年(あ)一七二一	賍物牙保	緒方吉三郎	三・二四	一	棄却	福岡高宮崎支	二三
昭和三四年(あ)一七四八	窃盗	山下武夫	三・二四	一	棄却	名古屋高	二六
昭和三四年(あ)一七六〇	詐欺	柴田道之	三・二四	一	棄却	名古屋高	二九
昭和三四年(あ)一七六八	窃盗、窃盗未遂、住居侵入	北風憲司	三・二四	一	棄却	名古屋高金沢支	三二

昭和三四年(あ)一八一四	恐	喝	富金原	満二	三・二四	一	棄却	仙台高	三五
昭和三四年(あ)一八六六	賍物故買、賍物牙保	北	清太郎	三・二四	一	棄却	大阪高	三八
昭和三四年(あ)一八八三	窃盗	未遂	上森	好種	三・二四	一	棄却	広島高	四一
昭和三四年(あ)一八八九	売春防止法違反	満野		実	三・二四	一	棄却	大阪高	四四
昭和三四年(あ)一九〇七	関税法違反	金	溶燮		三・二四	一	棄却	東京高	四七
昭和三四年(あ)一九三九	わいせつ文書販売、わいせつ図画等販売目的所持	甲斐	キミヱ		三・二四	一	棄却	名古屋高金沢支	五二
昭和三四年(あ)二〇一四	殺	人	落合	五郎	三・二四	一	棄却	仙台高秋田支	五六
昭和三四年(あ)二〇六八	業務上過失致死	山辺	雪	男	三・二四	一	棄却	大阪高	五九
昭和三四年(あ)二一三三	公務執行妨害、傷害	吉田	隆	男	三・二四	一	棄却	福岡高	六五
昭和三四年(あ)二一〇四	横領、詐欺	齋藤	正	久	三・二四	一	棄却	仙台高	六二
昭和三四年(あ)二一八四	業務上横領	羽生		福	三・二四	一	棄却	東京高	七三

昭和三二年(あ)一一二九	公務執行妨害、逮捕監禁致傷、暴行、暴力行為等処罰に関する法律違反、外国人登録令違反、傷害	宮城島	忠男 外十七名	三・二五	二	棄却	東京高	八二
昭和三四年(あ)一九八五	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反	浜中	政人	三・二五	二	棄却	広島高	一〇六
昭和三四年(あ)二〇三三	窃盗	土井	文夫	三・二五	二	棄却	札幌高	一〇九
昭和三四年(あ)二一一七	業務上横領、窃盗	藤森	敏夫	三・二五	二	棄却	名古屋高金沢支	一一二
昭和三四年(あ)二一二四九	詐欺、私文書偽造、同行使	平津木	保雄	三・二五	二	棄却	東京高	一一六
昭和三四年(あ)二一六四	詐欺、窃盗	岩切	八千代	三・二五	二	棄却	広島高	一二〇
昭和三四年(あ)二一七二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、同教唆	大井	政一	三・二五	二	棄却	広島高	一二三
昭和三四年(あ)二一九三	公正証書原本不実記載、同行使	早川	正信	三・二五	二	棄却	福岡高	一二六
昭和三四年(あ)二一九九	業務上横領、窃盗	相川	智	三・二五	二	棄却	広島高	一二九
昭和三四年(あ)二二二〇	詐欺	印東	信吉	三・二五	二	棄却	東京高	一三三
昭和三四年(あ)二二五一	恐	喝	宮崎	勇	三・二五	二	棄却	福岡高	一三八

昭和三四年(あ)二二五七	暴行	中村春男	三・二五	二	棄却	福岡高	一四三		
昭和三四年(あ)二二七二	業務上横領	宇田節朗	三・二五	二	棄却	東京高	一四六		
昭和三四年(あ)二二八一	有印公文書偽造、同行使	山隆	三・二五	二	棄却	仙台高	一四九		
昭和三四年(あ)二三〇四	賍物故買	金斗満 外一名	三・二五	二	棄却	大阪高	一五二		
昭和三四年(あ)二三二三	漁業法違反、港則法違反	木川金次郎	三・二五	二	棄却	東京高	一六〇		
昭和三四年(あ)二三六三	逮捕、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	室井岩男	三・二五	二	棄却	広島高	一六三		
昭和三四年(あ)二四三六	覚せい剤取締法違反	張志成	三・二五	二	棄却	大阪高	一六六		
昭和三四年(あ)二一六七	詐欺	風間敏雄	三・二八	二	棄却	仙台高	一六九		
昭和三四年(あ)二二〇二	窃盗	林友三 外一名	三・二八	二	棄却	大阪高	一七二		
昭和三四年(あ)二二四二	詐欺	村山繁	三・二八	二	棄却	広島高	一七六		
昭和三四年(あ)二三〇六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害、暴行	佐藤勇之助	三・二八	二	棄却	仙台高	一七九		

昭和三四年(あ)二三六六	恐喝	魚嵜明	三・二八	二	棄却	松江高支	一八三		
昭和三一年(あ)二八六九	食糧管理法違反	守屋弘正	三・二九	三	棄却	広島高岡山支	一八六		
昭和三一年(あ)四二六〇	恐喝、横領	須藤玄八郎 外一名	三・二九	三	棄却	広島高	一九一		
昭和三一年(あ)四六三六	詐欺、贈賄、銃砲刀剣類等所持取締令違反、殺人未遂、虚偽有印公文書作成同行使、加重収賄	金丸近 外一名	三・二九	三	棄却	福岡高宮崎支	一九六		
昭和三四年(あ)二二四六	窃盗	宮崎駒一	三・二九	三	棄却	広島高松江支	二〇九		
昭和三四年(あ)二二五五	窃盗、詐欺	水野正秋	三・二九	三	棄却	福岡高	二一四		
昭和三四年(あ)二三六七	詐欺	山崎昭司	三・二九	三	棄却	仙台高	二一七		
昭和三四年(あ)二三七七	賍物運搬、賍物牙保	吉永正吉	三・二九	三	棄却	広島高	二二〇		
昭和三四年(あ)二三八六	有印公文書偽造、同行使、有印私文書偽造、詐欺	林義雄	三・二九	三	棄却	東京高	二二三		
昭和三四年(あ)二四一〇	監禁致傷、暴力行為等処罰に関する法律違反、傷害、公務執行妨害、外国人登録法違反	徐范洙	三・二九	三	棄却	大阪高	二二七		
昭和三四年(あ)二四二五	窃盗	米田幸夫	三・二九	三	棄却	大阪高	二三〇		

昭和三四年(あ)二四三一	賍物故買	梶本広	三・二九	三棄却	大阪高	二三四	
昭和三四年(あ)二四四〇	窃盗	川端成雄	三・二九	三棄却	大阪高	二三七	
昭和三四年(あ)二四四三	強姦	加藤由松	三・二九	三棄却	大阪高	二四〇	
昭和三四年(あ)二四四五	住居侵入、強盗未遂	金相烈	三・二九	三棄却	大阪高	二四三	
昭和三四年(あ)二四四八	売春防止法違反	則松渡	三・二九	三棄却	大阪高	二四七	
昭和三四年(あ)二四五一	賍物寄蔵、詐欺、横領	西田雅俊	三・二九	三棄却	大阪高	二五〇	
昭和三四年(あ)二四五四	賍物故買	切久保岩男	三・二九	三棄却	札幌高	二五三	
昭和三四年(あ)二四五九	詐欺、封印破棄、賍物故買	崔英教	三・二九	三棄却	名古屋高	二五六	
昭和三四年(あ)二四六一	賍物牙保	鄭甲鎮	三・二九	三棄却	大阪高	二五九	
昭和三四年(あ)二四七四	窃盗	芝口義雄	三・二九	三棄却	大阪高	二六二	
昭和三二年(あ)四〇五	収賄	白沢孝策	三・三〇	二棄却	大阪高	二六五	

昭和三二年(あ)一二七四	業務上過失致死	佐瀬進	三・三〇	二棄却	東京高	二七七	
昭和三二年(あ)一七六七	物品税法違反	島岡正男	三・三〇	二棄却	東京高	二八二	
昭和三二年(あ)二〇六一	詐欺	小室勇外一名	三・三〇	二棄却	広島高岡山支	二八六	
昭和三四年(あ)一九九二	窃盗未遂	松本尚慶	三・三〇	二棄却	東京高	二九二	
昭和三四年(あ)二〇五二	有印証券虚偽記入同行使、詐欺、業務上横領	金高三郎	三・三〇	二棄却	福岡高	二九五	
昭和三四年(あ)二〇七七	窃盗、同未遂、傷害	豊田政孝	三・三〇	二棄却	福岡高	二九八	
昭和三四年(あ)二〇九七	公職選挙法違反	坂本精外一名	三・三〇	二棄却	東京高	三〇三	
昭和三四年(あ)二一〇八	公務執行妨害、傷害	表永洙	三・三〇	二棄却	名古屋高	三〇八	
昭和三四年(あ)二一五〇	窃盗、同幇助	浜弘行	三・三〇	二棄却	広島高松江支	三一一	
昭和三四年(あ)二一五八	放火未遂	志野重太郎	三・三〇	二棄却	東京高	三一四	
昭和三四年(あ)二二一四	売春防止法違反	榎本辰雄	三・三〇	二棄却	東京高	三一〇	

昭和三四年(お)一二六七	窃盗	佐藤武司	三・三〇	二	棄却	東京高	三一三三		
昭和三四年(お)一二七五	殺人	石川百三郎	三・三〇	二	棄却	東京高	三一二七		
昭和三四年(お)一二八三	業務上横領	岡圭介	三・三〇	二	棄却	名古屋高	三三一〇		
昭和三四年(お)一三二七	恐喝	沖本幸博	三・三〇	二	棄却	大阪高	三三四		
昭和三四年(お)一三三六	詐欺	岸本順治	三・三〇	二	棄却	大阪高	三三七		
昭和三四年(お)一三九八	窃盗	越安夫	三・三〇	二	棄却	東京高	三四一		
昭和三五年(お)一六	傷害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	山口敏夫	三・三〇	二	棄却	東京高	三四四		
昭和三四年(お)一六六三	詐欺	小山武義 外二名	三・三一	一	棄却	東京高	三四八		
昭和三四年(お)一七六三	賭博開帳図利、同幇助、常習賭博	道井博 外六名	三・三一	一	棄却	名古屋高金沢支	三五三		
昭和三四年(お)一九〇一	強姦致傷、傷害	田村松男	三・三一	一	棄却	東京高	三六三		
昭和三四年(お)一九二三	傷害、公務執行妨害	津崎春司	三・三一	一	棄却	広島高松江支	三七〇		

昭和三四年(お)一九八〇	賍物牙保	末広之英	三・三一	一	棄却	広島高	三七三		
昭和三四年(お)二〇〇四	横領、恐喝、同幇助	古舘明吉 外一名	三・三一	一	棄却	仙台高	三七六		
昭和三四年(お)二〇三五	器物損壊、傷害	加茂八郎	三・三一	一	棄却	札幌高	三八四		
昭和三四年(お)二〇六五	業務上過失致死、同傷害、道路交通取締法違反	油井弘道	三・三一	一	棄却	大阪高	三八七		
昭和三四年(お)二一二二	詐欺	牧野貞雄 外二名	三・三一	一	棄却	東京高	三九二		
昭和三四年(お)二一三六	国家公務員法違反、収賄	山辺朝雪 外一名	三・三一	一	棄却	福岡高	三九六		
昭和三四年(お)二一五五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反、傷害	遠藤信義	三・三一	一	棄却	東京高	四〇一		
昭和三四年(お)二一六〇	傷害	金丸末義	三・三一	一	棄却	東京高	四〇四		
昭和三四年(お)二一六三	暴行、公務執行妨害	飯田隆司	三・三一	一	棄却	広島高	四〇八		
昭和三四年(お)二一六九	職業安定法違反、恐喝	金原義明	三・三一	一	棄却	広島高	四一一		
昭和三四年(お)二一七五	銃砲刀剣類等所持取締法違反、常習累犯窃盗、住居侵入、強姦致傷	木村定次	三・三一	一	棄却	広島高	四一四		

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三四年(あ)一二一九八	賍物故買、賍物収受、たばこ専売法違反	高鐘植	三・三一	一	棄却	広島高	四三二

再審請求

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(き)二	強姦致傷被告事件についてなした上告棄却の判決に対する再審請求の申立	中沢守正（ダン・ベンジャミン・アンダーソン）	三・三	一	棄却		一七四
昭和三五年(き)一	詐欺、商法違反、経済関係罰則の整備に関する法律違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する再審請求の申立	青柳長次郎外一名（佐藤玄一）	三・二三	二	棄却		一七八

判決訂正

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(み)二	賍物故買被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	田井翠	三・四	三	棄却		一八二
昭和三五年(み)三	売春防止法違反被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	田中勝美	三・四	三	棄却		一八六
昭和三五年(み)四	公職選挙法違反被告事件について宣告した判決に対する判決訂正の申立	竹沢哲夫（米沢喜一外一名）	三・一五	三	棄却		一八八
昭和三五年(み)五	強盗殺人被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	戸来澄雄	三・一六	二	棄却		一九二
昭和三五年(み)六	強盗殺人、死体遺棄被告事件について言渡した判決に対する判決訂正の申立	奥野蔀	三・三一	一	棄却		一九五

昭和三五年(し)	六	窃盗被告事件についてした保釈請求を却下する決定に対する抗告につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	中井宗夫(柴健)	三・一	三 棄却	東京高 二〇二
昭和三五年(し)	一〇	単純逃走、殺人被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	藤本松夫	三・五	一 棄却	福岡高 二〇六
昭和三五年(し)	七	刑事訴訟法第二六二条による審判請求事件につきなした抗告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する特別抗告の申立	土井文六	三・一七	一 棄却	広島高 二〇八
昭和三四年(し)	六九	傷害被告事件に関する裁判官忌避申立事件についてした準抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	根本文雄	三・三〇	一 棄却	東京地 二一一
昭和三五年(し)	一一	傷害保護事件についてした中等少年院送致決定に対する抗告の申立棄却決定に対する再抗告の申立	鄭鉄吉	三・三〇	二 棄却	東京高 二一六
昭和三五年(し)	一三	再審請求棄却決定に対する即時抗告事件につきなした抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	野村振然	三・三〇	一 棄却	広島高 二一九
昭和三五年(せ)	二〇	窃盗、道路交通取締法違反	藤岡邦滋	三・二	二 免除	二一六
昭和三五年(せ)	二一	傷害	田中茂	三・四	二 棄却	二一七
昭和三五年(せ)	二二	窃盗	上杉栄治	三・四	二 棄却	二一八

訴訟費用

昭和三五年(せ)	二三	窃盗	矢部斉	三・四	二 棄却	二一九
昭和三四年(あ)	二〇二四	暴行、恐喝、同未遂	富野正信	三・七	一 負担	二三〇
昭和三五年(せ)	二四	公文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	尾方明	三・七	一 免除	二三二
昭和三五年(せ)	二五	公職選挙法違反	中村功	三・九	二 免除	二三四
昭和三五年(せ)	三一	窃盗、建造物侵入	木元勲	三・一〇	一 免除	二三六
昭和三五年(せ)	二八	恐喝、詐欺、傷害、器物損壊	井戸本一雄	三・一二	一 免除	二三七
昭和三五年(せ)	二六	建造物侵入、業務妨害	横山光男	三・一六	二 免除	二三九
昭和三五年(せ)	四〇	賭博	佐藤和彦	三・一七	一 免除	二四一
昭和三五年(せ)	三七	広島市集団行進及び集団示威運動に関する条例違反、公務執行妨害	李万熙	三・一八	大 免除	二四二
昭和三五年(せ)	二九	窃盗	福士輝広	三・二三	三 免除	二四五
昭和三五年(せ)	三四	傷害	小嶺政重	三・二三	三 免除	二四七

昭和三五年(セ)	四一	業務上横領、森林法違反	広	森	智昭	三・一三
昭和三四年(あ)二三五五		公務執行妨害、傷害	崔		晋圭	三・二四
昭和三五年(セ)	四二	道路交通取締法違反	後	藤	鉄治	三・二四
昭和三五年(セ)	四四	常習累犯窃盗	米	沢	剛材	三・三〇
昭和三五年(セ)	四六	傷害	土	田	精悟	三・三〇
昭和三四年(あ)一九六五		監禁、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	細	山	正夫	三・三一
昭和三四年(あ)一九六五		不法監禁	伊	藤	友一	三・三一
昭和三五年(セ)	四八	偽造私文書行使、偽造公文書行使、詐欺	大	内	正守	三・三一
昭和三五年(セ)	五一	恐喝未遂	井戸本		正男	三・三一
昭和三五年(す)	九三	賍物故買被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	渡	辺	保雄	三・四

異議申立

昭和三五年(す)	一〇〇	住居侵入、窃盗未遂被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	雫	石	三男	三・五
昭和三五年(す)	一〇二	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	西	山	勝次	三・五
昭和三五年(す)	八七	建造物侵入、窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	吉	沢	二三	三・七
昭和三五年(す)	一〇三	賍物牙保、外国人登録法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	秋（金	山	秀男 秉弦）	三・七
昭和三五年(す)	七九	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	大	槻	秀一	三・八
昭和三五年(す)	九九	収賄被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	盛〔佐	一銀	二郎 外一名 竜男）	三・八
昭和三五年(す)	一〇一	詐欺、窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	西		博	三・八
昭和三五年(す)	一〇八	殺人、麻薬取締法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	藻	利	忠重	三・一二
昭和三五年(す)	一一一	傷害致死、銃砲刀剣類等所持取締法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	青（佐	山	樹左郎 藤初男）	三・一二
昭和三五年(す)	一一九	偽造私文書行使、偽造公文書行使、詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	大	内	正守	三・一二
昭和三五年(す)	一〇七	恐喝、窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	田	中	賢治	三・一五

		棄却	二四八	二五〇	二五一	二五四
		免除	三	一	一	二
		免除	二四	一	二	二
		免除	二四	一	二	二
		免除	二四	一	二	二
		負担	二四	一	二	二
		負担	二四	一	二	二
		負担	二四	一	二	二
		下	二四	一	二	二
		負担	二四	一	二	二
		棄却	二四	一	二	二
		棄却	二四	一	二	二
		棄却

昭和三五年(す)	一二八	強盗殺人被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	田畑保治	三・一八	二棄却	二九三
昭和三五年(す)	一三〇	窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	古川克己	三・一八	二棄却	二九五
昭和三五年(す)	一三九	強盗傷人、窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	一色弘	三・二九	三棄却	二九八
昭和三二年(あ)	六一二	単純収賄	岡本光伸	三・一四	二棄却	名古屋高 三〇〇
昭和二六年(あ)	一七六二	事業者団体法違反	武田謙三	三・一五	三棄却	東京高 三〇二
昭和三四年(あ)	一四四二	賭物故買	安承烈	三・一五	三棄却	東京高 三〇四
昭和三四年(あ)	二一一〇	窃盗	林元植	三・一九	一棄却	名古屋高 三〇六
昭和三五年(す)	七三	放火未遂被告事件についてした上告棄却の決定に対する判決訂正の申立	田村天津男	三・一	三棄却	三〇八
昭和三五年(す)	七六	横領被告事件についてした上告棄却決定に対する異議申立棄却の決定に対する抗告の申立	池辺甚一郎(大野春雄)	三・一	三棄却	三一三
昭和三五年(す)	一〇四	殺人、殺人予備、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	齋藤幸雄	三・八	三棄却	三一四
昭和三五年(す)	一〇六	公職選挙法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	野々村英三	三・九	一棄却	三一六
昭和三五年(す)	一〇五	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する抗告の申立	桑名邦雄(青柳孝三郎)	三・一五	三棄却	三一九
昭和三五年(す)	一一三	傷害被告事件についてした上告棄却決定に対する裁判の解釈を求める申立	田中茂	三・一八	二棄却	三一三
昭和三五年(す)	一一四	傷害被告事件についてした上告棄却決定に対する裁判の執行に関する異議の申立	田中茂	三・一八	二棄却	三一五
昭和三五年(す)	一一六	外国人登録法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	安藤一二夫(東原昇)外一名	三・二一	二棄却	三一七

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三四年(お)二四六八	宅地建物取引業法違反	中山徳重	三・一	三	棄却	高松高	四六
昭和三四年(お)二四八二	道路運送法違反	芝田重夫外一名	三・一	三	棄却	大阪高	四八
昭和三五年(お)一八一	道路交通取締法違反	一山仁	三・一八	二	棄却	福岡高	五〇
昭和三四年(お)二四五五	詐欺	川村清一	三・二一	一	棄却	仙台高秋田支	五二
昭和三五年(お)一六二	窃盗	文君沢	三・二一	二	棄却	大阪高	五四
昭和三五年(お)一五五	道路運送法違反	唐沢幾衛	三・二二	三	棄却	大阪高	五六
昭和三五年(お)一二八	詐欺	吉田小弥太	三・二四	一	棄却	広島高岡山支	五八
昭和三四年(お)二三三三	有印公文書偽造、同行使、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	李保卯三郎	三・二五	二	棄却	大阪高	六〇
昭和三五年(お)三三八	贈賄	中谷明一	三・三〇	二	棄却	名古屋高	六二